

国際正義と人権

鈴木 岳

目次	
1. 序論	13
2. 帰属認証としての権利	15
3. 人権について	20
4. 国家主権について	30
5. 憲法 9 条の解釈問題について	37

1. 序論

本稿の目的は、いわゆる国際社会の政治的秩序、即ち国際正義に対して人権と国家主権が果たす役割について考察を加え、幾つかの理論的帰結を引き出すことである。そのために我々は、人権と国家主権に対して理論（形式）的に厳密な定義を与えることを試みる。そうした定義を与える課題は現在のところ果たされておらず、それは法哲学並びに国際政治学における喫緊の課題と考えられる。そしてこの課題が未解決である現状は、こうした学問分野のみならず、国際政治の現実にも深刻な影響を及ぼしている。

今日、「人権」の概念は国内のみならず国際政治に関するいかなる議論においても、言わば要の役割を果たす最重要な概念であることを否定する

者は少ないであろう。それにもかかわらず、「それでは人権とは一体何なのか」という問いに対して現在のところ我々は如何なる答えを持ち合わせているだろうか？高々、国連人権宣言を引き合いに出して「人権とはこうした権利である」、と答えることが精々ではないであろうか？ここで我々は人権宣言の重要性を否定するものではないが、この答えは人権が含む内容についての現在の国際社会の合意を述べているに過ぎないのであり、「人権とは何か」という先の問いに答えてはいない。その点は国家主権についても同様であり、或いは更に深刻であって、国家主権は多くの場合その国家の「統治権」と混同されている。その結果、或る国家が国内の人権侵害の事実を国際社会から非難された場合になされる、「我が国の主権の範囲であり他国から干渉される事案ではない」などといった、しばしば中国などの用いる不条理な弁解に対してすら、有効な反論が行われぬのが現状である。これは即ち、「国家主権がその国内居住者の人権を侵害することは不正義である」という、そもそも誰の眼にも当然のはずの命題が成立する理論的根拠が明確にされていないことを示している。この命題は、我が国や合衆国、或いは EU 諸

国の様なりべらる国家(社会)の様に、憲法の必須条項として含まれ、国家による違反行為が生じた際の適切な法的判断を下すための法的諸制度が完備した国家では通常は重大な問題とはならないかもしれないが、現在の国際社会においては全ての国家がこうしたりべらるな国家では必ずしも無く、中国や北朝鮮のような国家においては、時に国家による深刻な人権侵害行為¹が実際に生じ、それに対して国際社会の側では適切に対応する制度はもちろん、先の如き不合理な弁解に対する反論の言葉すら、持ち合わせていないのである。本稿で提案される諸概念とそれらを理論的枠組みとする国際正義の理論が、こうした国際政治の現状に対して何らかの貢献をなし得ることを願う。この序論においては、我々の権利概念を主導するアイデアについて概説し、以下の諸節の内容のあらましと論文の構成を説明しよう。

鈴木(2014)は公正としての正義を再検討し、その結果、市民の基本的権利、即ち「最も広範な自由に対する権利(但し他者の同様の権利と両立する限りでの)」についての新たな概念を得た。我々はそこで、この権利を原初状態²における、帰属認証(Membership License)として定義することを提案した。これは権利を「基本財³の一品目」とするロールズの元々の定式を修正する過程で得られたものであり、権利をあたかも何らかの「実体(この場合は財)」として仮想するロールズの権利概念に対して、むしろ権利を市民の社会的「関係」として捉えようとする動機に基づいている。次節ではこの概念とその背景についてやや詳しく説明しよう。論点は、この「帰属認証として権利」が如何にしても「自然権」としては理解できない点を明らかにすることである。それは直観的には明白であって、ひとたび権利を「社会的帰属」として定義したならば、その様な権利概

念は社会から切り離されて単独で考えられた個人に対しては意味を持たないことは自明である。これは各人に「生得かつ固有の」自然権とは本質的に異なる権利概念である。我々は更に、自然権概念そのものが公正としての正義においては存在しないことをメタ定理として証明する(定理1)。この(メタ)定理は、自然権概念のイデオロギー性を明らかにするものと解釈できる。我々は、「帰属認証としての権利」がそれに替わる、理論的に正当な(理性的な根拠に基づく)権利概念であると主張する。

しかしこの権利概念は、それだけでは自然権概念に取って変わることは依然として難しいだろう。仮に公正としての正義における市民の権利をこうした一種の帰属認証として理解することが認められたとしても、それは高々、公正としての正義という一つの政治哲学理論の中の概念に過ぎない。ところで現在、自然権概念は人権を理解させる殆ど唯一の権利概念である。そのことは国連人権憲章の第一条：

全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利において平等である

における「生まれながらにして」の文言からも伺うことが出来る。その様な権利概念として、自然権は現代に生き延びているのである。我々は第3節で、帰属認証としての権利の考えを人権に対して拡張することを試みる。しかしそれは決して容易な課題ではない。何故ならもし人権を何らかの原初状態の帰属認証として定義しようとするのであれば、我々は市民社会の原初状態に替えて、「人類社会の原初状態」を設定しなければならないからである。そうした原初状態が如何なる条件によって特徴付けられるべきかを考察することが第

2 節の課題である。我々の見出した条件は非常に弱い（一般的な）ものであり、その結果、全 30 条からなる国連人権憲章の全ての条項を「人権」の範囲に収めることは困難であることを見るだろう。我々はそこで、**最小人権条項**（Minimal Human Rights）の概念を提案することになろう。

第 4 節では、同様の考え方で**国家主権**の概念の定義を与える（定義 3）。我々は第 3 節で用いた人類社会の原初状態と本質的に同一のそれを、国家の代表者からなる国際社会の原初状態と解釈し直すことによって国家主権を定義する。このような表象装置（理論モデル）を用いた概念構築の作業によって初めて、統治権力とは区別される国家主権の本質、つまり、「他国の干渉を受けずに国家運営を行うための権利保障」、つまり全ての独立国家が互いに他国に（国際社会に）請求する「国家の権利」の概念が理論的に厳密に定義される。ロールズの国際法の基礎理論（万民の法）がこの観点から見直されることになるだろう。ところで我々が第 3 節で先ず人権の概念を、次に第 4 節で国家主権の概念をこの順序で定義したことには理論的に重大な理由がある。即ち二つの権利概念は相互に関係しており、逆の順に構築されることは出来ないことが、以下の議論によって明らかになるはずである。つまり、「人権は国家主権に優先する」のである。この事実が先に述べた命題、「いかなる国家においても人権侵害は不正義である」ことを正当化する根本的な理由となる。我々はこの命題を定理 2 として掲げ、これを我々の国際正義の基本定理とする。またこの節では更に、ロールズの「万民の法」の助けを借りつつ、こうして定義された国家主権の及ぶ範囲について、現時点では未だおおまかではあるが一定の見通しを与えたい。最重要な点は、我々の意味での国家主権の権利内容には「核兵器の保有」は含まれないこと

である。従って、如何なる国家においても核兵器の保有は不正義である。我々はこの命題を定理 3 として厳密に証明する。

こうしてひとたび国家主権の「内容」や主権行使の「手段」とは区別された「国家主権それ自体」の厳密な概念が手に入ると、それを現実の国家（つまり日本）に対して適用した時に、従来あまり気づかれてこなかったかもしれない重要な視点が得られる。第 5 節ではここまで得られた理論的な成果のいわば応用として、我が国の憲法第 9 条の解釈の問題を論じる。我々は現在日本政府の正式見解として一般に行われている 9 条の解釈、即ち「第 9 条は自衛のための最小限度の戦力の保有及び（一定の制限下での）その行使を認めている」とする解釈は、「自衛権それ自体」と「自衛権の行使の手段」を混同した誤った憲法解釈であり、従って現状の自衛隊戦力の存在は憲法違反の状態であって、我が国は憲法第 9 条の改正が不可避であることを論証し、本稿を閉じる。

2. 帰属認証としての権利

ロールズの正義原理導出の手続きはよく知られている。それは原初状態（Original Position）と呼ばれる仮想的な契約の場において、自由かつ平等な意思決定主体が各人にとって合理的と考えられる次の二つの原理を正義の二原理として相互の同意の下に選択する、と考える。

第 1 原理：各人は、基本的諸自由に対する、最も広範かつ対等な権利を有する。但しその権利は他者の同様の権利と両立するものに限られる。

第 2 原理：社会において許容される、経済的不平等は以下の条件を満たすものに限られる。(a)

そのような不平等は、全員に開かれている地位及び職務に伴う権限によって生ずるものである。(b) (格差原理) そのような不平等は、社会において最も恵まれない境遇にある者の(最大の) 便益をもたらすと、無理なく予期されるものである。

周知の様に原初状態では、各人は**無知のヴェール**と呼ばれる個人情報の制約に服していると仮定される。即ち、各主体は現実世界での自身の境遇(年齢、性別、才能、家庭環境など)についての一切の個人情報を知らない状態で原理の選択を行うと仮定されるため、各人は自分の具体的な人生計画が如何なるものか知らない。しかし、各々は具体的には分からなくとも、自分が何らかの人生計画を抱くであろうことは知っていると思われている。人々は、それが何であれ、そのような自分の計画を成功に導く可能性が最も大きくなるような社会編成(基礎構造)を保障する正義原理を選択すると考えるのである。そのために、**ロールズは基本財(善)**と呼ばれる概念を提案した。これは、どのような人生計画を遂行するにあたっても有用であると考えられる様々な「財(善)」を含んでいる。具体的には、権利、自由、機会、所得(富)、自尊の感情などが基本財の例である(『正義論』p. 124)。各人は各々が「最大量の」基本財を獲得できる見込みをもたらす社会編成を導く正義原理を選択するものと想定されるわけである。

ロールズの構想では、正義の 2 原理が採択された段階を第 1 段階とし、その後、以下の様に三つの段階を踏んで正義原理の社会的適用が進むと考えられている。つまり 2 原理が採択されると人々は第 2 段階として(仮想的な)憲法制定会議に移り、既に決定された原理の制約の下で、正義にかなう政治形態を決定し、憲法を選定する。最も基

本的な正義に関する合意は既に得られており、無知のヴェールは若干引き上げられる。人々は自己の個人情報は依然知らされていないが、自己の属する社会に関する一般的事実(保有する資源や経済発展の程度、一般的な社会的、文化的事実など)については知らされる。この段階では、二原理のうちで恐らく第 1 原理がより強い規制を及ぼすであろう。続く第 3 段階における立法段階では、格差原理が働き始める。第 1 原理が有効であることを前提として、個別の法準則(特に各種民法典)は、社会的に最も不遇な人々の暮らしの(ある程度の)長期的な見込みが最大化されるような社会・経済政策が採られるように定められるべきことを格差原理は要求する。最後の段階で、司法当局は個別の事例に上で定められた諸ルールを適用し、市民はあまねく規則を遵守しつつ暮らしをおくる。この段階で、無知のヴェールは完全に引き上げられ、各人は全ての事実を完全に知らされることになる(『正義論』第 31 節)。以上が、ロールズによる「公正としての正義」の構想のあらましである。

我々にとって問題なのは、第 1 原理の核心部分である「基本的諸自由に対する最も広範かつ対等な権利」の言う自由と権利が基本財の「品目」と考えられていることである。自由や権利は果たして、その様に「財の品目」として捉え得る様な概念であろうか? どう見てもそれは、高々比喩的な意味でしか考えることは出来ないのではなかろうか? またロールズは、第 1 原理を第 2 原理に対して絶対的に優先することを主張した。

二つの原理は第 1 原理が第 2 原理に先行するという逐次的順序に従って配列されねばならない。この順序づけ、第 1 原理が保護する平等な基本的諸自由の侵害は、社会的・経済的

利益の増大によって正当化され得ない（あるいは補償され得ない）ということの意味している（「正義論」p. 85）。

Arrow (1973) 及び Hart (1973) は、この主張が自由と基本的権利が基本財の中でも特別に重要な財と位置付けられていることを意味し、それらが特別視されなければならない理由とその正当性に対して疑問を呈した。何故基本財の中の「特定の品目」が特別扱いされなければならないのか？人々はこれらの品目に対して特別に強い嗜好（例えば辞書式の嗜好関係の如き）を持つと仮定されているのか？だとすればその仮定は如何にして正当化されるのか？自由と基本的権利を「基本財の品目」と考える限り、こうした疑問・批判をまぬがれることは出来ないだろう。

鈴木 (2014) はロールズの原初状態を改定し、人々が二つの公理⁴とともに第1原理を既に承認している原初状態を提案した上で、その原初状態が更に第2原理を承認している社会が反照的均衡として支持されることを示した。そしてそこで既に承認された第1原理の言う基本的権利に対して次の定義を与えた。

定義1：第1原理の言う基本的権利とは、この原初状態における**帰属認証** (Membership License) である。

ここでは以下の議論に必要な限りで、この新しい権利概念について説明しよう。この考えの本質は、権利が「各人に生得かつ固有の属性」では無く、社会による承認を受けて初めて意味を持つ「社会の一員としての資格」を表現している点にある。「社会によって承認を受ける」とはつまり原初状態の人々が相互に認め合う、ということに他なら

ない。そして第1原理は非常に一般的かつ形式的にその資格認証の内容を定めている。即ちその資格認証は「最も広範な自由に対する権利（但し他者のそれと両立する限りでの）」を意味するのである。同時に、ロールズが何故第1原理に絶対の優先性を与えたか、また基本財の中で自由と権利に対して根本的な役割を与えたのかが、これによって明らかとなるだろう。公正としての正義にとって第1原理が第2原理よりも根本的な理由は、第1原理は公正としての正義が構想するリベラル社会の**基本的な性格**を決定するからである。そして「自由と権利」は基本財の他の品目、つまりどのような人生計画を遂行するにあたっても有用であると考えられる様々な「財（善）」の中でその重要性が「程度において」最も大切と考えられる様な「品目」なのでは無い。自由と権利はそうした「善きもの」と同列に存在する対象のうちで「最も重要なもの」では無いのである。むしろそれは、どの様なリベラルな社会にとっても基本的な、その社会の**構成要件**である。

ところで定義1の言う基本的権利が自然権とは考えられないことは以上から明らかであるとして、今度は逆にこの新しい権利概念の側から自然権概念を考察してみよう。それは通常「各人に生得かつ固有の権利」であると言われる。その様な権利概念は果たして本当に理論的に（有意味に）成立するであろうか？Hart (1955) は自然権を次の様に厳密に特徴づけた。

- (1) この権利〔自然権〕は、選択の能力を有する限り**万人が持つ権利**であり、万人はこの権利を**人間である限りにおいて**有しているのであり、単にある社会の成員であるとか、相互に何らかの特殊な関係にあるが故に有しているのではない。

(2) この権利は、他の倫理的権利がそうであるように、人々の意図的な行為によって創造されたり付与されるものではない(「自然権は存在するか(「権利・功利・自由」所収)」p.10, 強調はハートによる)。

以下ではこの意味での自然権概念の理解に基づき、原初状態を用いた形式的に厳密な議論によって、こうした権利概念は虚構であり、つまりそれはイデオロギー的な概念であり、従って理論的には成立し得ないことを明らかにする。即ち次の定理⁵が成り立つ。

定理1: 公正としての正義には自然権は存在しない。

証明: いま仮に自然権概念が公正としての正義に存在するならば、それは原初状態に存在しなければならない。何故なら、4段階系列のその後の憲法・個別法の制定段階で自然権が発生する余地は、上の条件(2)によって無いからである。そこで今(やや技巧的だが)当事者がただ一人存在する原初状態を考えてみよう。その様な原初状態ではその(ただ一人の)当事者は自身の欲する如何なることでも行う「権利」があることになるだろう。つまりその様な原初状態ではそもそもどの様な「権利」概念も無意味であろう(「全てのことをなし得る権利」とは一体何を意味するだろうか)。ところで、我々の帰属認証としての権利概念はそうした原初状態で自然に意味を喪失するが、自然権の方は条件(1)によって自身が有意味であると主張する(さもなければそれは自然権ではなかろう)。これは矛盾である。QED

本節の冒頭で説明した通り、公正としての正義

のロールズによる定式は、新古典派経済学との強い類推に基づいて行われた。原初状態の人々はあたかも、基本財(の指標)を、無知のヴェールなる不確実性の下に「最大化」する、あたかも経済主体を彷彿とさせる意思決定様式によって、彼らの正義原理を選択するものとされていたのであった。それによって自然権が一見、理論の中に自然に存在する余地があるかのように思わせた。つまり自然権は、新古典派の市場モデルにおける効用関数や初期保有財などの「消費特性」と類比的に、原初状態における当事者たちの「法(あるいは道徳)的特性」として表象可能であるかのような錯覚を生じさせる危険があった。このアナロジーが基本財のアイデアによって支えられていることは明らかである。そして基本財はその中に自由と権利を含ませることによって、「正義原理の選択行為」にとって本質的な表象装置であるかのように考えられてきた。

我々の根本的な主張は、基本財の概念はイデオロギー的な観念であり、その本質において何らの実体性も有せず関係性としてのみ理解されるべき権利概念に対して、あたかも経済財と類比的な実体性を虚構する単なる比喩的な表象観念に過ぎない、ということである。そしてひとたびこの観念のイデオロギー性が明らかにされると、我々は公正としての正義という政治学理論と、新古典派経済理論の性格の違いを明確にすることが出来る。しかしその為にはまず、こうした理論的学問の極めて一般的な性格及びそうした理論的学問の意味について説明しなければならない。そうした理論が解明する事柄とは、一体何なのであろうか?

人は通常「経済理論は経済現象を解明し、政治理論は政治現象を解明する」と考えており、従って彼らによれば当然、「経済理論の対象は経済現象であり、政治理論のそれは政治現象である」と

ということになる。こうした発言は通常全く素朴になされ、注意を払うべき（哲学的）危険に対して余りにも無警戒である。「経済（政治）理論が経済（政治）現象の理解を目的としている」ことは確かにその通りであろうが、「経済（政治）理論の対象は経済（政治）現象である」という主張は、あたかも理論の扱う対象が現実の経済（政治）現象であるかの様な印象を与えるだろう。更には、「経済（政治）理論（に限らない一般に社会科学の理論）は現実¹に即していなければ（忠実でなければ）ならない」といった趣旨の発言がなされる場合には、その背後に「理論の対象は現実そのものである」という考えが存在していると思われる。理論に対するこうした態度は文字通りの意味での経験主義的なイデオロギーであって⁶、イデオロギーの常として、当人は全く無自覚にこの様な混乱した考えに陥っていることがしばしばである。

そこで先ず我々は、公正としての正義と新古典派経済学が共有している形式的（抽象的）理論としての性格を認識しなければならない。その意味は、それらの理論では何らかの「表象装置（理論モデル）」が設定され、そういった表象装置の中で用いられる概念は、たとえそれらが日常的に用いられる語句と同一である場合でも形式的に、もしかしたらフッサールの言う意味で超越論的に「還元されて」おり⁷、表象装置の中の他の概念との形式的関係の下でのみ意味を持つ理論的概念である、ということである。上に述べた定理1の様な理論的な命題は、そうした概念の間に成立する形式的な命題としてのみ「定理」として言明され得るのであって、それらはいかなる意味においても「現実の（メタレヴェルでの）事実」について直接に何事かを述べているのでは無い。我々はこうした形式的な意味でしか「定理」即ち「一般的かつ客観的に成立する命題」を述べることは出

来ない。つまり、現実の世界において直接に政治や経済についての「真理」を探しても無駄であることを、これらの理論は教えているのである。

例えば、市場モデルにおいて用いられる「価格」、原初状態で用いられる「（基本的）権利」などがそうした形式概念の例である。こうした概念は日常的に用いられる言葉と同一の語句で表わされている為に、しばしばその形式的（理論的）性格が見失われてしまい、それらについて述べられた定理が現実において成立している（または成立しない）事実に関する（正しいまたは虚偽の）命題として受け取られる。これらの概念はむしろ、現実の日常で用いられている「言葉」の代理をしている、或いは表象している（represent）のであって、こうした概念に対して証明された「定理」はその主張の「現実世界における意味」を引き出すに際しては必ず何らかの「解釈」が施されているのである。一般にそうした解釈はモデルの理論的な意図の中に繰り込まれてしまっており、解釈規則が明示的に述べられることはめったに無く、ある特定の解釈の正当性が理性的な仕方⁸で問題とされることも殆どの場合には無い。公正としての正義における反照的均衡は現在のところ、そうした「自らの解釈を自身に対して明確化する」殆ど唯一の議論である。

従ってしばしば原初状態や市場モデルに対して、そうした明確化の議論を省いてなされる苦情（「非現実的である」、「余りに抽象的過ぎる」等々）が殆どの場合に的外れであることが分かるだろう。繰り返して述べれば、形式モデルとは表象装置なのであり、それらは現実の認識を助けるための分析装置なのであって、現実を単に記述或いは描写しているのでは無い。たとえモデルと現実の両方に同一の言葉が用いられたとしても、それらの認識論的（更には存在論的）地位は全く異なる

のであり、両者を単純に同一視することは出来ない。つまり、「権利」や「価格」などの言葉は、それらがモデルの中で用いられている時には「(形式的)概念」なのであって、日常生活で使われる場合と語句としては同一であるが、哲学的には深く微妙な意味で異なっているのである。恐らくその違いとは、J. デリダの言う意味での「超越論的な差異」である、ということになるだろう⁹。

以上の準備の下で、公正としての正義と新古典派経済理論が形式理論としてどの様に異なっているのかについて見ていこう。先ず新古典派的な市場理論についてであるが、その理論は財と経済主体という二つの異なるカテゴリーに属する概念によって成立する。これらの概念の理論的地位は根本的であって、価格、消費、均衡といったその他の理論概念は財と主体から導出される(構成される)のである。純粋に理論的な観点から言えば、財と主体の数は任意であり、それらは理論モデルの中にそれぞれ少なくとも一つずつ存在すれば良い。従って、たった一人の消費者がただ一つの財を「取引する」市場モデルは理論的に有意義に成立するが、消費者しか存在しないモデル、或いは財しか存在しないモデルは無意味である。つまりそうしたモデルでは、(経済)主体や財の概念は理論的な機能(役割)を全く果たすことが無く、それらはただ単に「主体、財と呼ばれているだけ」の空虚な概念(単なる名前)なのである。

こうした事情は、公正としての正義ではどうであろうか? 定理 1 の証明を振り返ってみよう。その中で我々はただ一人の当事者からなる原初状態を考えた。その要点はもちろん、そうした原初状態ではその当事者は自身に可能なことは全てを行うことが出来、更には彼/彼女は如何なる正義原理を採択することも自由であろう、ということであった。つまり権利/正義にかかわる全ての問題

は無意味となり、このことは即ち、そうした原初状態は「正義の理論」の表象装置として理論的な意義を持たないことを意味している。ただ一人の当事者のみが存在する原初状態は理論的に無意味(空虚)である。従って原初状態には少なくとも二人以上の(複数の)当事者が存在していなければならない。この事実が示唆しているのは、公正としての正義とは主体間の関係性によって成立する理論であり、権利概念は(市場理論における価格概念と同様に)理論から導出されるべき概念である、ということに他ならない。つまりここで我々は、権利とは本質的に市民相互の関係性として理解されなければならないことを学んだのである。自然権は、「権利」が個々の市民の法的・道徳的属性として実体化され、その様なものとして理論の中に「外から」(言わば「手で」)持ち込まれた為に、形式的な不整合を来たしたのである¹⁰。

3. 人権について

この節では人権について議論する。主要な目標は、少なくとも理論的に十分な意義を有する(使いものになる)人権の定義を与えることである(後に述べる定義 2)。第一原理における「自由に対する(平等な)諸権利」もそうであったが、我々は国内憲法或いは国際法に書き込まれる以前の段階での抽象的な権利概念を明確にしておく必要がある。何故ならこうした哲学的(原理的)考察においては、現行の基本法を前提とした議論を行うことは出来ないからである。ホップズもまた彼の契約理論を構築するに際して同様の問題に直面した。彼は(同時代の他の理論家も同様だが)自然権の概念に訴えることで困難を乗り越えた。しかし我々は今や自然権概念がイデオロギー的な概念であることを知っており、理論的により厳密かつ

十全な権利概念を必要としている。我々は前節で市民の基本的権利を定義した時に用いた原初状態の帰属（認証）の考えをここでも再び用いることによって、人権に対する厳密な定義を与えたい。従って全てはそのための適切な原初状態の設定に懸かっている。我々は次節で、同様の考えに基づいて国家主権についても論じたい。本質的に同一の原初状態を用いて人権と（国家）主権をこの順番で論じることには、両者の関係を説明するに当って重大な意味がある。それは第4節で明らかとなるだろう。

我々は先ず人権についてのロールズの考えを見ておくことにする。それは我々の哲学的出発点である。さてそもそも我々は何故、人権について公正としての正義での議論とは別に新たな議論を行おうとするのだろうか？もちろんそれは人権が（公正としての）正義の第一原理の言う権利とは異なるからである。実際、ロールズは人権をリベラルな市民社会における市民の権利とはっきり区別する。

人権は、憲法上の諸権利とは明確に区別されるものである。また、リベラルで民主的な市民権とも区別されるし、或いは個人主義的なものであれ、結社主義的なものであれ特定の政治的・社会的諸制度に属するその他の諸権利とも区別される（「万民の法」¹¹ p. 115）。

ロールズはこの考えの主たる意味内容についての現代的理解、及びそれが現実の国際社会にも今や広く受け入れられることになった（それどころか不可欠の考えとなった）歴史上の経緯を次の様に確認する。

人権とは、道理に適った万民の法において特

別な役割を演じる諸々の権利の集まりである。人権は、戦争やその遂行方法の正当化理由を制限すると共に、政治体制の国内自治権に諸々の限界を定める。第二次世界大戦以降、
[国家]主権の権能に関する理解は二つの大きな、そして歴史的にも意義深い変化を被ることになったが、諸々の人権はこうした仕方
でその二つの変化を反映しているのである。第一に、戦争は政府の政策実現の手段としてはもはや容認されないものとなり、自衛や人権侵害に抗する介入のうちの深刻な事案においてのみ、正当化可能なものとなっている。そして第二に、政府の国内自治権 [統治権] も、今日では制限されたものとなっている (p. 115)。

より具体的には、人権とは

奴隷状態や隷属からの自由、良心の自由（しかし、これは必ずしも良心の平等な自由ではないのだが¹²）、大量虐殺やジェノサイドからの民族集団の安全保障と言った特別の種類
の差し迫った権利を表している (p. 114)。

これらはもちろん人権に対するロールズ独自の考えでは全く無く、政治的にはリベラルで経済的にはかなり豊かな社会（アメリカ合衆国や我が国の様な）の市民たちの抱く人権に対する一般的な考えを簡潔かつ明瞭に言い表したものであり、従ってそれは人権概念の理論的・分析的な定義を与えているのではない。その限りでこうした人権の理解はメタレヴェルに存在するのであり、我々はこれからオブジェクト・レヴェルに、公正としての正義におけるのと同様に表象装置（原初状態）を設定し、それを分析・操作し、理論的結論を導き、

それをまた引用にある様なメタレヴェルでの直感・理解と比較してそれが納得の行くものであるかどうかを吟味する。この様な思考の過程を経てもし満足の行く結果が得られたならば、それは反照的均衡として支持されるのである。

人は一体何故この様な面倒な手続きを踏まなければならないのか、と訝るかもしれない。あれらの（ロールズが明快に述べたところの）メタレヴェルでの人権理解の一体何処に問題があるのか、と。我々は敢えて上の引用で主張されたロールズによる人権理解を「リベラルで経済的にかなり豊かな社会の市民たちのもの」であると断った（当然ながらロールズはアメリカ人であり我々は日本人である）。「人権」という言葉は今では国連憲章にも謳われているが、そもそもそれは政治的には（恐らく）合衆国独立宣言に最初に現れ、哲学的には（恐らく）グロチウスが導入し、カントによって受け継がれた言葉である¹³。つまりそれはこうした自由主義的イデオロギーの中から生まれ、育ってきた考えを表現する言葉である。そして我々は今それを、必ずしもリベラルとは限らない諸国家を含む国際社会の政治的秩序を論ずる場面で用いようとしている。従って我々はその際に、恐らくこの言葉が身にまとっているに違いないこうしたイデオロギー的な内容を吟味し出来得る限りそれらを排除すべきなのであって、今から述べる原初状態とそこでの哲学的分析はそのために必要なのである。

ロールズが「万民の法」の諸原理を導出するに当って採用した哲学的戦略を振り返っておこう。彼は二つの（2段階の）原初状態を用いたのであった（第I部第3節）。第一段階の原初状態は、彼の「正義論」で用いられたものとほぼ同じである。それは鈴木（2014）でかなり詳しく紹介した。しかしロールズはその後、「政治的自由主義」にお

いて彼の政治哲学に根本的な変更を加えた。彼は今やリベラルな社会には複数の正義についての教説（公正として正義はその中の一つである）が共存する事実を認め、その様な社会（現実の社会）においては、例えば正義の二原理の様な唯一の正義が、一元的にその社会の正義として支持されると想定することは非現実的であると考えた様になった。アメリカ社会のメタレヴェルでの現実が、彼にその様な認識（の変更）を強いたのである。しかしロールズによれば、たとえ哲学的根拠にまで遡っての合意が得られないとしても、道理に適った政治的意見については市民たちの間で合意が可能である。彼はその様な（哲学的では無く）政治的合意を「重なり合う合意（Overlapping Consensus）」と呼んだ。それでも憲法の必須条項などに関する重大な政治的意見の対立を巡る論争は、その様な重なり合う合意によって十分に調停可能であり、それによって秩序在る社会は実現可能である、と言うのが「政治的自由主義」における根本的な主張である。彼はこの主張を「万民の法」でも繰り返している。

[我々の問題とする] 社会は、多様な包括的教説が共存し、しかもそうした包括的な教説が全て完全に道理に適っている様な社会である。この様な事態は、多元性の事実それ自体¹⁴と対比させて、穏当な [道理に適った] 多元性の事実と言って良い。この様な社会で全ての市民が誰からの強制も受けずに自由に正義の政治的構想を是認することが出来るとすれば、その様な構想は、道理に適ってはいても互いに異なっており、時には対立もする [各人それぞれの] 包括的教説を信奉する市民たちによって支持されるものでなければならぬ。そしてもしこれらが実現された場合

には、我々は道理に適った複数の教説の間の重なり合う合意を手に行っていることになる (pp. 41-2)。

「政治的自由主義」における原初状態、また「万民の法」での第一の原初状態は、重なり合う合意が可能であることを論証するために用いられる。それらの原初状態において設定される道徳的主体は、「正義論」での原初状態と同じく無知のヴェールのかけられた自由かつ平等な市民である¹⁵。我々は、こうした設定では穏当な多元主義の支配する社会が表現されるはずがない、などと即断すべきではない。原初状態は表象装置 (分析装置) であって現実社会を記述ではないことを思い出そう。「政治的自由主義」において実際に重なり合う合意の成立が立証出来ているかどうかは、各人がその著作を自らひもといてそれを吟味すべきである¹⁶。一つの社会の中で一般に複数の哲学的・宗教的 (あわせて包括的 comprehensive と呼ぶ) 立場・主張が共存している現実、我が国よりもアメリカ合衆国でより深刻かつ根本的であるかもしれないが、国際社会においては更に根本的な現実であろう。しかし、そうした複数の立場が混在している事実それ自体を問題視すべきではない。むしろそれは自然でかつ望ましい状態である。問題なのは複数の立場の違いから政治的に調停不能な対立が生じる事態である。

ロールズは第一の原初状態によって達成された道理に適ったリベラル社会の構想を万民の法に拡張するために、第二の原初状態を設定する。第一の原初状態を受けて、リベラルな諸国家の合理的な代表として当事者たちが万民の法の内容を特定する公正な条件であると我々 (ロールズと我々) が見なす条件が、この原初状態によってモデル化される。

代表者たる当事者たちも彼等によって代表される各国の民衆も、互いに対称的な関係にあり、それゆえに公平な関係にある。更に、各国の民衆は合理的な存在としてモデル化されている。と言うのも、原初状態の当事者たちは、民主的な社会の諸々の根本的利害関心に従いながら有り得る万民の法の諸原理を選択するからであり、そしてその際には、これらの様々な根本的利害関心が、民主的社会の正義のリベラルな諸原理によって明らかにされるからである。最後に、原初状態の当事者たちは、こうした場合に合わせて適切に調整された無知のヴェールの下に置かれている。例えば彼らは、自らがその根本的利害関心を代表している民衆の領土の大きさも、人口も、比較優位も知らないのである。…… [また] 天然資源がどれ位有るかという事や、経済発展がどの程度進んでいるかという事や、その他の情報について何一つ知らないのである (p. 43)。

ロールズがはっきりと断っている通り、この原初状態は万民の法を導出するために設定されたものである。人権概念を明確化しその定義を与えるという我々の目的にとっては、この原初状態の理論的枠組みは余りにも狭過ぎる。これでは到底我々の目的には適わないので、以下ではこれを参考にしつつも、我々自身の原初状態を考えよう。一方で「人権」とは言葉の最も広い意味での「人間の権利」であるのだから、人権を原初状態の帰属認証として定義しようとするなら、その原初状態の当事者たる条件は「人間であること (人類社会のメンバーであること)」よりも狭めることは出来ない。しかし他方で、「全ての人間から成る原初状態」は余りにも広すぎて、具体的なイメージの直観が掴み難い。その様な空漠たる原初状態

からどの様な結果が得られたにせよ、反照的均衡が達成されるとは考え難い。また我々の究極的な関心は、確信の持てる国際秩序(正義)を理論的(哲学的)に構想することである。そのために人権と国家主権との関係を明らかにしなければならない。具体的には次節で論じられることになるが、先ず第一に我々は、人権が国家主権に優先すること、つまり如何なる国家も人権を侵害する行為が許されないと(当然のしかし最重要な)命題に対して厳密な証明を与えたい。その上で、国家の主権が及ぶ範囲について大まかにではあるが、見通しを与えたい。具体的には、諸国家の(個別的・集团的)自衛権は国家主権の範囲にあるが、核兵器などの大量破壊兵器の保有は国家主権には属さないことを論証したいのである。

我々は、こうした目的のためにロールズの第二の原初状態にならって、(国連に加盟する)各国の代表から成る原初状態を考える。但し、対象となる国家はリベラルな国家に限らない。ロールズが政治的・社会的に有り得る国家として挙げた全ての国家、即ちリベラル国家、良識ある国家、無法国家、不利な条件の重荷に苦しむ国家、仁愛的絶対主義を取る国家の全てを含む¹⁷。無法国家を含むことには人は驚くかもしれないが、たとえ無法な(国際正義を重んじない)国家であっても、その国家に生きる人々の人権は保障されなければならない。また我々はそれぞれの国家が無法国家なる固定されたカテゴリーに属するかの様に考えてはならない(他の四つの類例についても同様である)。確かに2017年現在、北朝鮮は無法国家のカテゴリーに入れることが可能であるかに見える。しかし例えばかつて1960年代から70年代にかけて、アメリカ合衆国はニカラグアや南アフリカへの内政干渉、侵略行為に対して国際司法裁判所から有罪判決を受けた後、なお現在に至るまでそれ

らの有罪判決を無視し続けている。チョムスキー教授の一連の著作によって現在ではこうした歴代合衆国政府の(それこそ)無法行為は広く知られるようになった(アメリカは国連加盟国の中で国際司法裁判所から有罪判決を受けた唯一の国家である)。更に2003年に我々自身が目撃し、合衆国有権者の圧倒的な支持の下に実行されたブッシュ政権によるイラク空爆は、(単なる)無法行為どころか最悪の国家犯罪以外の一体何であろう。また国連安全保障理事会常任理事国たる中華人民共和国は、南シナ海での近隣諸国との領有権を巡る争いについて国際調停裁判所が2016年に自国に不利な判決を下した際に、それを「紙クズ」と呼んだ。確かに中国はリベラルな国家ではないが、しかし合衆国も中国も通常は無法国家と呼ばれることはない(だろう)。けれどもこうしたリベラルな国家、良識ある国家さえも時には国際正義を無視しまるで無法国家の如くに振る舞うこともある、と言うのは悲痛なそして深刻な現実である。

さてこうした当事者たちに対して、我々はロールズよりも「厚い」無知のヴェールを掛ける事にする。つまり彼等は「自らが代表している国家の領土の広さ、人口、比較優位、その有する天然資源の種類・量、経済発展の程度、その他の情報について」その一切を知らないことはもちろん、彼等がそもそも何らかの国家を代表していることすら知らされていないと仮定する(但し彼等は、国際社会がこうした様々な国民国家から成立している、という一般的知識は持っている)。これは現在(そして恐らく相当遠い将来まで)、地球上には如何なる国家にも所属しないで生活する人々が存在し、その様な人々の人権を排除したくないからである。但しその様な人々の中には、現在主にイスラム教の教義に対する極端にゆがんだ(いわゆる原理主義的な)解釈によって自らのテロ行為

を正当化する集団は含まれない。我々はこうした集団を国際社会のメンバーとは認めず、従って彼等の人権も認めない。このことは彼等もまたもちろん人間である（人類の一員である）以上初めから明らかなことでは決して無く、従って相当程度に正当化の議論が必要である。これは公正としての正義が原理の採択の段階から憲法及び民法・刑法等の個別法準則の決定の段階へと進んだ時に、国内刑法において死刑（極刑）を第一原理に照らして正当な刑罰とするかどうか、という問題とも関係する。つまりどちらも、最も基礎的な段階での原初状態において承認を受けるはずの、重要な認証（帰属資格即ち生存権）の「非承認」、またはその「取り消し」に関わる問題なのである。ここで詳しい議論を行うことは到底出来ないが、基本的な考え方を述べておこう。

先ず死刑に関して述べれば、我々は、公正としての正義は死刑を容認しないであろうと考える。その理由の概略はこうである。確かに人命を奪う行為が殺人罪に問われない場合がある。警察官の公務の執行中のやむを得ないと判断される（凶悪犯罪者の）殺害や正当防衛のケースなどである。こうした場合確かに人命が失われたのだが、人命を奪った者が罪に問われることはない、言い換えればこういったケースでは殺害された者の「生存権」は「取り消されている」。何故であろうか？言うまでも無くそれは、こうした凶悪な犯罪者が他者の殺害を意図して行動しているその最中には、他者の生存権を否定しているのだから、自らの同様の権利を主張する資格も喪失しているからである。そうした「資格喪失者」の生存権は、これを「有資格者」が否定しても、それは正義に適っているのである（悲しいことではあるが）。しかしこうした（生存権の様な）根源的な権利資格は、決して一度の犯罪行為によって永久に喪失すると

考えることは出来無い。凶悪犯が取り押さえられ、武装解除させられ、拘束されたならば、たとえ彼が未だそうした凶悪な意図を心に秘めていたとしても、事実上他者へ危害を加えることが出来ないのであれば、彼はやはり社会の一員なのである。ましてや、裁判で被告席に座らされて判決を受ける身であれば尚更そうである。言い換えれば、或る社会が生存権などの最重要な基本的権利を剥奪することが正当に出来るのは、社会に対しての脅威、差し迫った危険を現に及ぼしている存在に対してだけなのである。従って如何なる社会も、裁判の判決によってその社会のメンバーの生存権を剥奪することは許されない（正当でない）。それゆえ死刑は正義に適った刑罰では無いのである。

今ここで考えようとしている原初状態にテロリスト集団を含まない、即ち彼等の人権を認めないのも同様の考えに基づく。テロリストたちは武装し（彼等は一般に武装集団である）、それによってテロを行うと公言することで国際社会に脅威を与え、頻繁にテロを実行する。彼等は他者の最低限度の人権をも認めてはおらず（彼等が仲間同士でどの様に振舞っているかはここではどうでも良いことである）、たとえテロ行為の現場に居ない時にも常に危険な存在と見なされる。それ故に国際社会は彼等を自らの仲間とは認めないし、我々はここで彼等の人権を理論的考察の外に置いて構わないのである。但し、一度彼等が何れかの警察当局によって捕らえられ、取調べを受けるなどしてもはや危険人物とはみなされなくなった時には、既に述べたのと同様の理由で彼等は（人類）社会の一員である。従って当局による無意味な虐待や殺害は不正義である¹⁸。つまり殺人罪の被告と同様に、テロリスト集団から離れた一人ひとりの個人は人間であり、即ち人類社会の一員なのであって、その様な存在として当然のことに、彼等

は人権を有するのである¹⁹。

原初状態の当事者が以上の様な人々から成り立っているとして、彼等に対してどの様な性格づけを行うべきであろうか？ 先ず彼等が互いに平等な存在であるべきことに問題は無いであろう。そしてこの条件は原初状態の中で一人ひとりに立場や能力の違いが設けられておらず、その意味で彼等が対称的に設定されていることによって保証されるのはこれまで通りである。ところでロールズは彼等を合理的な存在としてモデル化した（上記の引用を参照せよ）が、我々はこの条件はリベラルな社会（国家）の代表者には相応しいが、他に良識ある国家、無法国家、不利な条件の重荷に苦しむ国家、仁愛的絶対主義を取る国家を含む我々の原初状態では適切とは言えないと思う。我々は合理性の替わりに、当事者たちは道理に適った（reasonable）な存在であると仮定する。ロールズは「道理に適った」を、最も簡単な状況即ち人々が対等な立場で協働している状況を例に取って次の様に説明している。

道理に適った人々は、全ての人々が協働の公正な条件（fair terms of cooperation）と見なし得るものを明確に表現する考えを提案したり、或いは他人からそうした考えを提案された場合にそれを受け入れる用意がある。また道理に適った人々は、もし他の人々がそろってそうした「協働の公正な条件についての」考えを尊重するならば、事情によっては自分自身の利益〔の多少〕を犠牲にしても、こうした考えを尊重すべきであることも理解している（「公正としての正義：再説」p. 12, 表現を多少変更した）。

この考えがマイクロ経済学やゲーム理論で通常仮定される「合理性」とは違うことは直ちに明らかであろうが、しかし「道理に適った」にはその根底にやはりある種の合理性が存在しており、その意味でこれは利他性や自己犠牲などの高次の道徳性とは異なるのである。そのことを特に「事情によっては自分自身の利益を犠牲にしても」という箇所に注意しながら少し説明しよう。これはいわゆる（単なる無条件の）自己犠牲では無い。ひとたび自身の権利を社会から認めてもらい、同時に自分でも社会の他の人々の同様の権利を認めたならば、場合によって他者の権利と自己のそれとの間に対立が生ずることがある。そうした際に、場合によって自分が譲らなければならないことが有り得るということを予め承認しておく、ということなのである。何のためにそうするのか。協働して（共同で）秩序ある社会を建設しそれを維持するためである。そうした秩序ある社会の中に暮らすことが根本的には、無秩序な社会で暮らすことに比べて自分にとって有利だからである。時には自分が譲らなければならないことが有り得る（そしてそうした状況では実際にそうする）ことを予め認める（約束しておく）ことは、その利益を得るための必要最小限のコストなのである。つまりこの意味で、「道理に適った行動をする」ということは他の誰のためでもない、自分のためなのである。そしてこのことが社会の全ての当事者に等しく（平等に）成立する。これこそが互恵性原理の依って立つ基礎である、というより互恵性そのものなのである。我々は当事者たちが「道理に適った」主体であることが、リベラルに限らない（テロリストを除く）世界の全ての人々に対して妥当に成り立つ道徳的特性（moral characteristic）であると仮定する。

ここまでのところを要約しよう。我々は原初状態

の当事者は次の様な人々であると仮定する、即ち
 彼等は平等かつ道理に適った存在として現在
 及び将来の²⁰全ての国家を代表する人々であ
 る。但しこの段階では彼等は自分が何らかの
 国家を代表しているとは知らされていない²¹
 が、自分がテロリスト集団に属してはいない
 ことを知っている。

以上が我々の原初状態の設定条件である。この原
 初状態が非常に一般的かつ広範に設定されてい
 ることに注意してもらいたい。それは人権概念の(先
 にロールズによって示されたところの) メタレ
 ヴェルにおける我々の理解が非常に包括的である
 ことに対応している。例えばこの原初状態での当
 事者を我々は市民とは呼ばない。これは「正義論」
 での原初状態とは違ってリベラル社会のモデルで
 はないからである。そして当事者は自分たちを平
 等かつ道理に適った存在と見なしてはいても、自
 由で(ゲーム論的な意味で)合理的な存在とは見
 なさない。こうした特性はリベラル社会の市民の
 特性としては適切であるかもしれないが²²、例
 えばイスラム社会の人々や遊牧民族に対しては(恐
 らく)そうではあるまい。

我々は今この段階では、この設定が我々の現在
 の(通常の)人権理解と適切に対応するものであ
 ることを期待している。以下でこの原初状態を分
 析して得られた結果がこの期待を裏付けるもので
 あるならば、我々は次の定義によって示される人
 権概念が反照的均衡として支持されると結論する
 ことが出来る。「この原初状態を分析して得られ
 た結果」とは、次節で定義される国家主権の概念
 (定義2)、及びそれと今定義した人権概念との
 関係を示す定理1と国家主権の範囲を定める定理
 2によって明らかにされる、我々の国際正義の理

論から導かれる諸結果(及び理論の総体)のこと
 である。一般に一つの理論的概念(この場合人権
 概念)は、それ単独で意味を持つのでは無い。そ
 の概念が含まれる理論全体の中でその概念が適切
 に機能する(理論が我々の正しいと確信出来る結
 論を下す)時に、その概念は有意味であると言わ
 れるのである。

定義2: 人権(Human Rights)とは、以上の様
 に構成された原初状態における帰属認証の
 ことである。

さてこの定義の意味での人権概念は具体的には
 如何なる内容を含むであろうか? 言い換えればこ
 の様に設定された原初状態の人々はどの様な内容
 を持つ帰属認証に対してならば同意できるであろ
 うか? 1948年に国連総会で採択された世界人権
 宣言は、以下の30の条項をいわゆる「基本的人権」
 として含む(但し第29条は人々の負う義務を定
 めており、第30条は人権宣言が自身の解釈につ
 いての言及であるという点で、権利を定めた他の
 条項とは性格が異なる)。かなり長いものである
 が、我々にとって重要なので、条項によっては要
 点に限定しつつ可能な限り完全に列挙しよう²³。

第1条: 自由平等(全ての人間は生まれながら
 にして自由であり、かつ尊厳と権利において平等
 である)。**第2条:** 人種、皮膚の色、性別、言語、
 宗教、政治的その他の意見、国民的若しくは社会
 的出身、財産、門地その他の地位を理由とする差
 別の禁止。更に個人の属する国または地域が独立
 であろうと、非自治地域であろうと、または何ら
 かの主権制限にであろうと、その国または地域の政
 治上、管轄上、国際上の地位に基づく如何なる差
 別も受けないことの保証。**第3条:** 生命・自由・

身体の安全の保証。**第 4 条**：奴隷の禁止。**第 5 条**：拷問の禁止。

第 6～7 条：法の前に人として平等に承認される権利。**第 8 条**：基本的な権利の侵害に対して各国内裁判所によって効果的に救済される権利。**第 9 条**：恣意的な逮捕、抑留、拘束の禁止。**第 10 条**：独立かつ公平な裁判所における公正な裁判を受ける権利。**第 11 条**：推定無罪の原則の適用、遡及処罰の禁止。**第 12 条**：私生活、個人的名誉・信用の保護。**第 13 条**：移動及び居住の自由。**第 14 条**：迫害からの保護を他国に求め享受する権利（但し非政治犯罪や国際連合の目的・原則に反する行為から生ずる迫害を含まない）。**第 15 条**：国籍を取得する権利、またそれを恣意的に剥奪されない権利。更に国籍を変更する権利。

第 16 条：自由な意思で婚姻し家族を形成する権利。**第 17 条**：財産を所有する権利。**第 18 条**：思想、良心及び宗教の自由に対する権利。**第 19 条**：意見及び表現の自由に対する権利。**第 20 条**：集会及び結社の自由。**第 21 条**：直接に又は自由に選んだ代表者を通じて自国の政治に参与する権利。また、平等な条件の下に自国の公務に平等に携わる権利（政治的な意志は選挙権の平等が保障された秘密投票による普通選挙によって表明されなければならない）。**第 22 条**：社会保障を受ける権利。**第 23 条**：職業選択の自由に対する権利。同一労働に対して適正かつ同一の賃金を受ける権利。労働組合を結成しそれに加入する権利。

第 24 条：休息及び余暇を持つ権利。**第 25 条**：1. 自己とその家族の食糧、衣料、住居、医療並びに必要な社会的サービスを内容とする健康と福利厚生に対する権利。また失業、疾病、障害、配偶

者の死亡、加齢などの不可抗力による生活不能の場合に保証を受ける権利。2. 母及びその子供が特別の保護を受ける権利。摘出であるか否かを問わず、全ての児童が同一の社会的保護を受ける権利。**第 26 条**：1. 初等教育を義務的とし、それを無償で受ける権利。技術・職業教育は一般に利用可能とし、高等教育は能力に応じて均等に機会が与えられるものとする。2. 教育は人格の完成と人権・基本的自由の強化を志向するものとする。また教育は諸国民間の理解、及び様々な人種的・宗教的集団間の理解、そして寛容と友好を促進し、平和の維持のための国際連合の活動を助長するものとする。3. 両親がその児童の教育の種類を選択する優先的権利。**第 27 条**：1. 自由に社会の文化に参加し、芸術を享受し、科学の進歩とそこから生ずる利益を享受する権利。2. 科学的、文学的、芸術的作品から生ずる精神的・物質的利益についての保護を受ける権利。

第 28 条：全ての者は、この人権宣言の規定する権利及び自由が完全に実現される社会及び国際秩序に対する権利を有する。**第 29 条**：1. 全ての者は、その人格の自由でかつ完全な発展がその中に有つてのみ可能である、その様な社会に対して義務を負う。2. 全ての者は自己の権利及び自由の行使に当って、他者の権利及び自由を正当に承認しかつ尊重すること、並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般的福祉の正当な要求を満たすことを専ら目的として法により定められた制限にのみ服する。3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも国連の目的及び原則に反してはならない。**第 30 条**：この宣言のどの規定も、何れかの国家、集団又は個人が、この宣言に規定する権利及び自由の何れかを破壊することを目的とした活動を行う権利を有すると解釈されることは

出来ない。

良く見ると、これらの中には先のロールズの引用で述べられていた人権の本質的な内容、即ち「大量虐殺やジェノサイドからの民族集団の安全保障と言った特別の種類」の差し迫った権利からは離れていて、むしろ我々が第2節で議論した（リベラルな社会の）市民の権利と呼んだものに相当する権利の内容が含まれていることに気づく。例えば、第16条の「自由な意思で婚姻し家族を形成する権利」を考えてみよう。先にも述べた様に現在国際社会には独立国家ではなく、ある種の部族社会の中で暮らしている人々が（数多く）存在する。そうした社会の中には部族の慣習や掟、或いは彼らの宗教上の理由からこの条項が認められない場合が有り得るだろう²⁴。もしこの条項を人権と呼ぶならば、我々はそうした社会が人権を侵害していると言わなければならない。これは正しくないだろう。また第17条は共産主義社会をア prioriに排除しているように思える。更には第18条の中の「宗教（信仰）の自由」はイスラム社会で本当に認められるのだろうか？仮にそうでない場合、我々はある国家に対して単にその国家の宗教がイスラム教であるという理由で、人権侵害の疑いをかけなければならない。これもまた明らかに正当ではない²⁵。こうした権利は自由主義的な社会の市民にとっては当然の権利ではあるが「人権」ではなく、そうしたリベラル社会の「市民権」と考えられるべきである。

こうした理由で我々は人権宣言の初めの15条に第19条と第20条を加えた部分を**最少人権条項**（Minimal Human Rights, 以後 MHR と略称する）と呼んでその他の条項と区別する。そして我々の原初状態において承認される人権の条項は MHR であると仮定する²⁶。但し、第1条項の言う「自由」

の解釈には注意が必要であろう。これは公正としての正義の第一原理の言うリベラル社会の市民の自由として解釈することはもちろん出来ない。ここではとりあえず「人としての自由」と呼んでおくことにするが、第1条の平等の条件を含みかつ最小人権条項の他の条項が保証されていること、の意味に解釈する。つまり第2条～15条（そして第19, 20条）までの人権侵害からの自由（free from violations）の意味である。私は「人間の自由」の様な重要極まりない考えに対するこうしたその場しのぎの便宜的な取り扱いを非常に遺憾に思うが、この自由概念の哲学的解明は、到底この論文で行える仕事ではない。

第1条から15条までと、第19, 20条を最少人権条項としたのはあくまで現段階での便宜的な規定であって、それは人権宣言の条項の順序が宣言の起草者の判断における権利の緊急性を反映しているであろうという推測に基づいてその様に決めたに過ぎず、今後更に綿密に検討されなければならないだろう（幾つかの問題点は脚注26で指摘した）。ただし誤解されてならないのは、我々は MHR 以外の権利を認めないとか、それらを重要でないなどと言っているのでは無い。もちろん我々はリベラルな社会に生きる市民として（更に少なくとも私は自由主義者として）、国連人権宣言の第18条と第21条から第30条までの権利を承認しそれを尊重する用意がある。しかし自由主義とても一つのイデオロギー的立場に過ぎないことを肝に銘じなければならないのであって、その立場を世界の全ての国家や社会に強制することは出来ないのである。事実こうして理論的に厳密に吟味してみると、我々は生命・身体や生活の安全の保証を本質的な内容として要請する MHR と、（例えば）「労働組合を結成しそれに加盟する権利（第23条）」との間には、直観的に何か本質的

な違いが有ることに気づくはずである。それゆえ両者を同じ一つのカテゴリーとする権利概念が反照的均衡として支持されるとは認め難いのである。第 21 条以降の権利を承認する原初状態は今ここで考えられているものよりも強い条件によって特徴づけられなければならない。実際、鈴木(2014)で考えた原初状態はそうした例の一つである。そこでは自由で平等かつ道理に適った人々であると仮定された当事者(そこでは市民と呼ばれた)たちが公理 1 及び 2 を承認しており(脚注 3 参照)、正義の第一原理を採択すると同時にその原理の中で言われる「平等な基本的諸自由の最も広範な制度的枠組みに対する対等な権利」を自らの権利(=この社会の帰属認証)として承認していたのであった。この権利が具体的にいかなる内容によって実現されるかは、原初状態が正義原理採択後に憲法制定会議へと移行し更に次の段階での個別法の制定段階(立法段階)で決定されるはずである。現状で公正としての正義は(ルールズもこの論文でも)未だそれらの段階の議論にまで及んでいないので不確定であるが、上の第 21 条から第 30 条までの(殆ど)全て(第 28 条は正義の第一原理にほぼ相当すると考えられる)を含むであろうと予想される。今ここで考えている原初状態は遥かに一般的な、つまり弱い条件で特徴づけられているので、こうした強い内容を含む権利概念を支える(承認する)ことは出来ない。そしてこの原初状態はルールズの「万民の法」での第二の原初状態よりも更に弱いので、彼の「万民の法」の議論の全てを再現することも出来ないのである(但し我々は次節で「万民の法の諸原理」の本質的な部分は導出出来ることを示す)。

一方で我々はそうした国際正義の原理を(もし可能であれば)自らの手に入れることを望む。他方でそのための基礎概念は理論的に堅固でかつ普

遍的に承認されるべき、客観的かつ理性的な(イデオロギー的ではない)概念でなければならない。自由主義という自らの(単なる一つの)立場があたかも普遍的な立場であるかの様に装って、自らの願望する正義がまるで客観的に正当な真理であるかの様に主張する、一人よがりイデオロギー的な態度に陥りたくなければ、我々は「弱い一般的な条件から強い内容を持つ主張は導出されない」という「理性の道理」に従う他はないのである。

4. 国家主権について

本節では**国家主権**(Sovereign Power)を定義し、前節で定義された人権との関係を議論する。我々の国際正義(秩序)の骨格はこれら二つの権利の定義とこれらから導かれる諸定理によって示され、これらの議論の総体から成る我々の体系は、最終的には反照的均衡として我々の正義感覚(直観)によって支持されることが(現時点では)期待されている。そこで先ず**国家主権**を定義するための原初状態について説明しよう。

国家主権はもちろん**国家**の権利である。それ故その帰属認証として権利を定める原初状態の当事者(主体)は国家、或いはその何らかの意味での代表者でなければならない。我々は前節で考えた諸国家の代表者を当事者とする原初状態を再び取り上げよう。そして彼らの無知のヴェールを少し引き上げ、自分たちがそれぞれ何れかの(独立)国家を代表していることを知っているものとしよう。但し、彼らは依然として「自らがその根本的利害関心を代表している民衆[国家]の領土の大きさも、人口も、比較優位も知らないし、また天然資源がどれ位有るかという事や、経済発展がどの程度進んでいるかという事を含め、その他の情報について何一つ知らない」と仮定されている。そ

して彼らの道徳的特性としては、前節での設定を踏襲する、即ち彼らは互いに平等かつ道理に適った存在と仮定され、彼ら自らも自分たちをその様な存在として認識しているものとする。

前節では原初状態の当事者たちが代表する（社会）集団の中にテロリスト・グループを含めなかったが、無法国家は排除されていなかった。この節では我々は、（ロールズの言う）無法国家（ならずもの国家）を原初状態の当事者によって代表される集団から除くことにする。理由は明らかであろう。我々はテロリスト集団の人権を認めなかったのと同じ理由で、無法国家の国家主権を認めたくないのである。しかし明らかなことであるが、自分の理論的願望（理論的に～となって欲しい）は決して理論の整合性を保証しない。理論に何らかの仮定を設けるのであれば、それは理論全体に対して整合的であつて理に適ったものでなければならない。これについて少し説明しよう。

一方でこの「無法国家を原初状態から排除する」という仮定によって我々は今、前節での（人権を承認した）原初状態とは別の原初状態を考察しているのだと考えることが出来る。しかしこの様に考えたのでは、以前に定義された人権（定義2）とこれから定義しようとしている国家主権（定義3）との関連が失われてしまう。我々は二つの権利が（本質的には）同一の原初状態の当事者によって定められた権利であるとしたいのである。そこでもう少しこの「無法国家」という概念について吟味してみよう。無法国家（ならずもの国家）とは何だろうか？それは本当に存在するのだろうか？

前節で我々は、現実の（メタレヴェルの）世界では安保理の常任理事国でさえも時に国際司法機関の判断をないがしろにしたり無視したりといった「無法な（法に従わない）」振る舞いをすることがあるという、（それ自体は）一般に良く知ら

れた事実を取って指摘しておいた。つまりそれによって「無法国家」なる国家のカテゴリー自体に対して疑念を表明した。無法国家とは、その様な国家がもし存在するならば、それはその存在の本質からして無法である、即ち恒常的に国際法や国際秩序に敵対する国家のことを意味するであろうが、その様な国家は有り得るだろうか？人間（個人）の中に「悪人」なるカテゴリー（種族）が存在し「そのカテゴリーに属する個人は（何らかの意味で）その存在の本質において悪である」などということが有り得ないと同様に、その様な本質的に無法な国家という存在は有り得ないと思われる。

我々が先に（イスラム原理主義）テロ集団を原初状態から排除した理由は、テロ組織とはまさにその様な性格の集団だからであった。彼らは国際社会（主に合衆国とその同盟国）が自分たちの敵であり、そうした敵国を武力で攻撃し（可能であれば）殲滅することを自己の存在理由であると公言し、それを実行する。彼らは端的に国際社会にとっての脅威である。しかし現在国際連合の加盟国として国際社会から独立国家として承認されている国家は、たとえしばしば「無法な」行動を見せたとしても、自らを国際社会の敵であるなどとは言わないし、むしろ自己の（国際社会の眼には無法と映る）行動を何らかの（たとえこじつけでも）「正義」や「主権の範囲」の口実の下に正当化しようとする。それゆえ日常生活では悪人という言葉が意味を持って使用される場面に有る様に、メタレヴェルで無法国家があたかも存在するかの様な状況に遭遇することが有るのは認めるとしても、原初状態の様な表象装置の中では（オブジェクト・レヴェルでは）無法国家などと有意味に呼ばれ得る国家は存在しないと考えて良いのである。その様な国家がもし存在したならば、それ

は国家では無くむしろ一種の巨大なテロ集団であろう²⁷。

国家の本質とは(「国家の本質」なるものが存在するならば), 国家元首には無く国民(人々)の中に探すべき何かであろう。するとこうした現在国際社会で無法国家呼ばわりされている幾つかの国家(国連加盟国)は, 必ずしも正当な手続きで選出されたのでも無くその資格を欠いた国家元首の恣意的な思惑に基づく政治によって, むしろその国の人々が苦しめられている, ロールズの表現では「不利な条件の重荷に苦しむ国家」に相当すると考えられる。つまり以上から明らかになったことは, 我々は議論の当初から原初状態の当事者が代表する国家(のカテゴリー)として, リベラル国家, 良識ある国家, 不利な条件の重荷に苦しむ国家, 仁愛的絶対主義を取る国家, の四つを考えれば良かったということである。それ故, 前節で考えた原初状態と本節でのそれは本質的に同一であり, 今や両者の違いは当事者の無知のヴェールの厚さの程度のみであるとして良い。

さて我々は, 人権に対する定義²と同様にして, 国家主権を以上の様に設定された原初状態における帰属認証として定義したいのであるが, 人権と国家主権という非常に異なる二つの「権利」を同一の原初状態によって定義することに違和感が生じるかもしれない。そこでこれまでに我々の辿ってきた権利についての考え方をもう一度振り返っておこう。我々の根本的な考え方は, 権利とはそれぞれの主体が備える(法的或いは道徳的)属性では無く, 主体間の(社会的)関係を表す概念である, ということであった。それは先ず(リベラル社会の)市民の権利についての考察の中で発見された。そうした社会では各人は, 自身の有意義とみなす人生計画を自由に(主体的に)追及する主体として自己を表象し, 権利とはその目標達成

の過程が(他者の同様の権利と両立する限りで)他者からの干渉を受けずに自律的に行われ得ることを保証する資格認証であった。各人は確かにそのために必要な(肉体的・精神的)力能を備えているが, しかしそうしたリベラルな社会での目標達成にとっては, そうした各人の力能は無にも等しく(日常自身の用いている財や情報・知識のうちで, 純粋に自分の力だけで創り出したものがどれ程有るか反省してみれば分る), その大部分は社会が人々の力能を結合させ大きな成果を生み出すために作動する様々な関係や制度によって実現するのである。従って権利を各人に備わった何らかの属性の如きものとして表象したのではこの概念の本質は見失われてしまうのであって, このことは「一人の当事者しか存在しない原初状態」を想像して見ることによって劇的に表象されるのであった。しかしそうは言っても, 目標達成の途上で自己の力能を発揮することは, この目標達成の価値を実感するうえで各人にとって本質的である。権利をそうした力能と同一し, 各人に備わった属性の様に表象しようとする根強いイデオロギー的な傾向はそこに由来するのかもしれない。

ところで国家の場合には, その力能はもはや無視し得る程の小さなものでは無く, 権利と力能を同一視する考え方は決して空虚な表象とは言えない様にも思われるし, 実際それこそがホップズの構想した国家主権つまり国家の主権権力であったのである。このときの国家主権はしばしば統治権力と呼ばれ, 通常「国家主権」と言う時にイメージされているのは確かにこちらの考えであろう。そして統治権力の本質は警察と軍隊に存するのであって, その意味で国家の統治権力を握る者とは警察と軍隊を指揮・管理する権限を持つ者のこと, 即ちリベラル国家では通常大統領若しくは内閣の首相である。

しかし国家主権の本質をこうした国家の力能（統治権力）に還元する観方はやはりイデオロギー的であると言わなければならない。仮に世界に一つの国家しか存在しないならば、つまり国際社会が存在しないならば、国家主権を統治権力と同一視してもそれはある意味で正しいかもしれない。しかし全ての国家は国際社会という（一種の）社会の中に存在するのであり、その様な社会内の存在としての国家にとっての権利（主権）の本質は、他国の干渉を受けずに自らの考えと意志に従って国家運営を行い得るための資格保証なのであって、この意味での主権はどうしても他国の承認無しには成立し難いのである。

前節で指摘した、1960～70年代のアメリカ合衆国の無法行為は、その時代の大統領を初めとする政治家及び有権者の多くが、合衆国単独の力能（主に軍事力）の行使のみで、こうした主権（権利）の実現が可能であるというイデオロギー（殆ど幻想に近い）に陥っていた結果であろう。彼ら（の多く）はもしかしたら半世紀を経た今現在でも、依然としてこのイデオロギー的幻想の中に住んでいるのかもしれない。そうしたイデオロギーの外にいる我々日本人は、彼らのイデオロギーを、彼ら自身よりも容易に見て取ることが出来る（イデオロギーとは、それが見える時には常に他人のイデオロギーを見ているのである）。以上の考察の結果として我々は次の定義を得る。

定義3：国家主権（Sovereign Power）とは、本節で与えられた国際社会のモデルとしての原初状態における帰属認証のことである。

この原初状態が国際社会のモデルであるというのは、無知のヴェールを別にして、その具体的なイメージ思い浮かべるための格好の実例が存在す

るからである。国連総会である。ロールズは国際社会の望ましい有り方としては世界国家（世界共和国）では無く、（カントに従って）国際連合を支持する旨の発言をしている。

〔万民の法〕によって各国民衆間の協働のための様々な形態の結社（associations）や連邦（federations）が可能となるが、世界国家が支持されることは無いだろう—私はこう考えている。この点で私は「永遠平和のために」（1795）におけるカントの範に倣うものである。と言うのは私も〔カントと同様〕世界政府—この言葉で私が意味しているのは通常であれば各国の中央政府が行使する諸々の法的権限を持つ統一的政体のことである—は結局のところ、地球規模の専制政体となってしまうか、或いは様々な地方や民衆が政治的自由と自治の獲得を目指して頻繁に引き起こす内乱によって引き裂かれた脆弱な帝国支配となってしまうか、その何れかであろうと考えるからだ（p. 48）。

そしてロールズが彼の意味での国際正義の（第2の）原初状態が承認するであろうとした国際正義の原理（万民の法）は次の八つの条項からなる（p. 49）。

第1条：各国民衆は自由かつ独立であり、その自由と独立は他国の民衆からも尊重されなければならない。

第2条：各国民衆は条約や協定を遵守しなければならない。

第3条：各国民衆は平等であり、拘束力を有する〔国際的な〕取り決めの当事者になる。

第4条：各国民衆は不干渉の義務を遵守しなければならない。

第 5 条：各国民衆は自衛権を有しているが、自衛権以外の理由で戦争を開始するいかなる権利も持たない。

第 6 条：各国民衆は諸々の人権を尊重しなければならない。

第 7 条：各国民衆は戦争遂行の方法に関して、一定の制限事項を遵守しなければならない。

第 8 条：各国民衆は正義に適った、ないしは良識ある政治・社会体制を営むことが出来ないほどの、不利な条件の下に暮らす他国の民衆に対して援助の手を差し伸べる義務を負う。

ロールズはそれでもこれらの万民の法は未だ十分ではないと断っている。

以上の様な万民の法の諸原理の述べる内容は正直なところ、不完全なものである。他の諸原理を付け加える必要があるし、ここに列挙した諸原理も多くの説明や解釈を必要とするからである。例えば 7 番目の条項の戦争の遂行方法に関する原理や 6 番目の人権に関する原理の様に、秩序だった社会では無用なものもある²⁸。……また、各国の民衆の互いの中で種々の連邦（結社）を形成したり、それらを規制したりするための諸原理もあるだろうし、更には貿易やその他の協働の諸制度に関わる公正の基準もあるだろう。飢饉や旱魃の起きた際の各国民衆の援助を目的とする一定の諸条項も、そこには含められるであろうし、更には、道理をわきまえたりベラルな（或いは良識ある）全ての社会において、民衆の基本的ニーズが満たされることを保証する諸条項も、可能な限り含められるだろう。こうし

た諸条件は、一定の状況下における諸々の援助義務の内容を特定するものであり、事態の深刻さに応じてその緊急性に様々な度合いが見られることとなるだろう（pp. 50-1）。

そうした万民の法に対する補充や補足の議論は今後の課題として、我々は今これらの条項を、国際秩序（正義）を形成する最重要な原理（核心）として受け取ることにする。そして各条項を見ると、それらは全て道理に適った判断をする人ならば無理なく承認出来るものばかりであることが分かる。ロールズはこう述べる。

[……] 最も重要な点は次のことである。即ち自由で独立した、秩序だった諸国の民衆であれば、自分達の行動を規律するものとして政治的正義に関する一定の基本原則を進んで承認する心構えが出来ているということである（p. 50）。

但し、第 1 条項の言う「自由」は先に国連人権憲章第 1 条におけるそれと同じくここでは「人としての自由（それは最少人権条項 MHR を侵害されることは無い、という非常に弱い自由概念であった）」の意味に解釈することとする。また第 6 条にある「人権」もまた MHR の意味に取ることとしよう。以上の解釈の下で、我々は今考察されている原初状態がこれら 8 個の国際正義の原理（万民の法）を承認すると仮定する。

そしてこれら 8 個の条項が定義 3 によって与えられた国家主権即ち「国家の権利」の実質的な内容を定めていると考えることが出来る。つまり条項によっては、例えば第 2、第 4 条項の様に「各国は～しなければならない」という各国に対しての義務を定めているかのような表現を取っている条

項もあるが、第3条項によって各国の平等性が保証されているのだから、「各国は（各々）～しなければならない」という義務の取り決めはまた、「各国は（他の全ての国から）～してもらえろ」という権利の裏返しに他ならないからである。但し、第6条の「人権を尊重する義務」とは、各国が（主に）自国内での（自国の国民に対する）振る舞いについての義務を定めたものであり、各国相互の（国家間の）関係性についての取り決めでは無いから、これはほぼ純粋に各国それぞれに課された義務であると考えて良いだろう。ところで人権（MHR）は、当事者たちにより厚い無知のヴェールがかけられてはいたが、本質的にはこれと同一の原初状態において既に承認されていたのであった。そして今この原初状態は万民の法第6条「人権尊重」の条件の下に（その様な条項を含む正義原理と同時に）「国家主権」を国際社会の帰属認証として承認した。それ故この議論においては、人権は国家主権に優先するのである。つまり、

各国は人権を尊重するという条件の下に初めてその主権が認められる

のである。それ故次の定理が成立する。これは確かに易しい命題ではあるが、我々の国際正義の基本定理である。

定理2：いかなる国家においても最少人権条項の侵害は不正義である。

この定理を支えている直観は極めて自然なものである。我々は先ほど社会の中に存在する個人個人の持つ力能は、国家に備わる力能（統治権力つまり警察力や軍隊）に比して無にも等しいほど僅少であるという自明の事実²⁹に敢えて言及した。従っ

て個人の権利（人権）が侵害される場合、それが最も深刻となるケースは国家（政府）による人権の侵害であるということも殆ど自明の事実である（悲しいことに現実にもしばしば目撃される）。従ってこの弱い人権が何から守られなければならないかと言えば、個々人相互からであることなされることながら、むしろ統治権力からなのであり、それこそが「人権の尊重（人権は尊重されなければならない）」という、しばしば聞かされる政治的スローガンの眼目であろう。しかし何故そうなのかということ、こうした原初状態の様な表象装置（分析装置）を用いた厳密な哲学的議論によって初めて明らかにすることが出来るのである。

さてロールズも言う通り、こういった原初状態を用いて構想された国際正義の理論は理想理論（Ideal Theory）である²⁹。即ちそれは理念的に存在する国際秩序について述べているのであり、現実の社会では例えば定理2に反した事象が（悲しいことにしばしば）生じる。そうした極端な無秩序な状態に直面した際には、国際社会自身が時には万民の法に反する仕方³⁰で対処する必要が生ずるだろう。

[万民の法の] 四つ目の原理—即ち [相互] 不干渉の原理—は、無法国家³⁰や深刻な人権侵害の一般的な事例³⁰にあつては明らかに制限を受けなければならないだろう [その様な場合には当該国に対する内政干渉も有り得るだろう]。と言うのもこの原理は、秩序だった諸国民衆の社会には適するものだが、戦争や深刻な人権侵害が日常茶飯事である様な、無秩序な社会では全く機能しないからである（p. 50）。

しかし現実がときにそうした不条理に陥るとし

でも、それだからといってこうした万民の法や定理2(そして後で述べる定理3)の様な国際正義の真理の価値が減ずることは決して無い。むしろ逆である。漠然とした感性によってでは無く、理性によって確信出来る³¹国際秩序の姿(国際社会のあるべき姿)とはどの様なものかを知っていればこそ、その秩序が乱されたときの不正義を客観的に認識することもまた出来るのだ。

アメリカ合衆国では1860年代まで奴隷制が行われていたことがそれを雄弁に物語っている。その時代の幾人かの高潔な人物も含めて、彼らには「黒人の人権」が見えなかった。「人権」は確かに全ての人の目の前にある(あった)のだが、それは事物の様に自然にあるのではない。それは哲学的に発見されなければならなかったのである³²。そうした哲学的発見は、ひとたび気がつけば実に「当たり前」のことに見えるので、それが見えていなかった時のことを人は忘れてしまう。我々は今では、自分たちが人権など最初から知っていたかの様に思ってしまう。そしてそれが良く見えていなかった時代の人々のことを、まるで彼らの「人間性」が現代のそれよりも「劣っていた」かの様にしばしば考えてしまうのである。そうではないのだ。まず第一に、単に後の時代に生まれたからという理由で、以前の人々よりも「人間性」或いは「道徳性」³³が向上する(した)などということがあるはずは無い。仮に何らかの意味での「社会の道徳的向上」を考えることが出来たとしても、それは「人間性の改善」では無く(その様なことは不可能であろう)、イデオロギーからの(漸進的な)脱却によって成し遂げられるのである³⁴。

さて万民の法の中で、第5条項が述べる「各国の自衛の権利(自衛権の保有)」は、主権=国家の権利を最も顕に述べた条項であり、人権の中で

も身体・生命の安全に対する権利が本質的であったのと同じ意味で、自衛権は国家主権の中でも最重要な権利である。これ無しには、例えば各国の自由・独立を保障する第1条項その他の条項も宙に浮くことになる。しかし、同時に万民の法はその権利の行使に対して、第5条の後半で「自衛権の行使以外の理由による戦争を開始する権利」を否定し、一定の制限を設ける。更に許容される(自衛権の行使としての)戦争に際しては、第7条の「戦争遂行方法に対する(権利の)制限」に服さなければならない。こうした条件の下で、万民の法は各国に核保有の権利を認めるであろうか? 決して認められはしないだろう。次の定理が成り立つ。

定理3: 核兵器の保有は国家主権に属さない。

従っていかなる国家による核兵器の保有も不正義である。

証明: いま核兵器の保有が国家主権に属することが原初状態の当事者によって承認されたと仮定する。既に承認済みの万民の法第3条によって各国民衆は平等であるから、これは全ての国家に核兵器の保有を許容するのである。もし全ての(全てでは無くとも多くの)国がこの権利を行使すれば、国際社会は政治的に非常に危険でかつ不安定なものとなるだろう。そうした事態を招く可能性を認めることは、原初状態の当事者が道徳に合った人々であるという仮定に矛盾する。QED

核兵器の使用が、万民の法第7条の「戦争遂行方法に対する(権利の)制限」に反することは言うまでもない。定理3の意味は、核兵器の(使用はもちろん)保有も、各国の主権には属さないことを主張する点にある。従って第5条で保証され

た各国の自衛権の行使の手段として、核兵器をいわゆる抑止力として保有することも許容されない。即ち現在の幾つかの核保有国がそれを抑止力として正当化する言い分は認められず、いずれにしても我々はそれらの国々の現状の核保有は不正義であることを、定理3に照らしてははっきりと認識することが出来るのである。

核廃絶の推進は昨今の世界的な傾向であり³⁵、我々はもちろんこうした傾向を喜ばしく思い心底から支持するものである。そしてこの世界的な動きは恐らく人々の漠然と考えている以上に正しく、大義を持つのである。つまり現在多くの人は、核保有国の存在（及び核拡散の危険）を世界平和にとって「望ましくない」と考えているのではなからうか？我々の定理3によれば、世界に核兵器が存在する状態は「望ましくない」のでは無く、「正しくない」のである。

5. 憲法第9条の解釈問題について

ここで我々の国家主権の理論のいわば「応用」として、我が国の現行憲法のいわゆる第9条（不戦条項）の改正問題について論じよう。これは我々日本人にとって確かに非常に重要な主題であるが、この論考の本来の目的ではないので、いわば補論として述べることにする。そのために論点を絞った短い説明とならざるを得ないことを予め断っておく。結論から述べると、私は現行の第9条の条文は全て破棄し（それに替えて自衛戦力の保有をはっきりと明記し）、9条の条文の本質を成す（平和を希求する）理念は憲法前文で表明することを提案する。以下でその理由を説明しよう。先ず9条の条文を良く見てみよう³⁶。

(1) 日本国民は正義と秩序を基調とする国際

平和を誠実に希求し、国権〔国家主権〕の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。(2) 前項の目的を達するため、陸海空軍その他戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

第1項の最後「武力の行使は、……永久にこれを放棄する」及び第2項「陸海空軍その他戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めない」の調子は断固たるものである。それは地理的或いは状況に関する一切の留保無しに、武力（軍事力）の行使を禁じている。そしてそれは全ての軍事力の発動を、国家主権を行使するための手段として厳格に禁じており、「武力による威嚇の禁止」を命じていることから、いわゆる「抑止力としての戦力の保持」をも明確に禁じている。即ち9条はそもそも軍事力の保有及びその発動を、（いわゆる）個別的自衛権の行使の手段として完全に禁じているのである（ましてや集団的自衛権の行使のための軍事力の発動を禁じていることは言うにも及ばない）。

ところで、一国の憲法がその国の自衛権そのものを禁じることは有り得ない。その様な憲法は不条理であって、「憲法」とは呼べない。以下で説明する通り我が国の現行憲法は決して不条理な憲法では無い。それでは他国との紛争や対立を解決するために自衛権を行使する（それ以外に自衛権を行使する場面は想像し難い）手段として、軍事力以外の何が残されているだろうか？それ（軍事力）以外にない、などと早まって決め付けてはならない。我々は他人と諍いをしたとき、いきなり暴力に訴えるのか？真っ当な人間ならば衝突が起きたとき、或いはそれを回避するために、通常は先ず言葉による解決を図るのではないのか？

そうである。我が国憲法第 9 条は、

紛争解決の手段として外交的交渉(話し合い)
以外の方法を認めない、

と言っているのである。憲法は自衛権を認めない
のでは無く、自衛権の行使に対して（非常に強い）
制限を設けているのである。これが条文の日本語
に即して 9 条を解釈する限り、唯一の可能な解釈
である。それ故、「現行憲法が日本の個別的自衛権
行使の手段としての自衛隊戦力の保有及びその
（特定の条件下での）発動を認めている」とする、
現在我が国で普通に行われている解釈は誤りであ
ると私は考える。念のために言うておくと、2015
年に安倍晋三内閣において成立したいわゆる安全
保障関連法案に伴う「現行憲法が集团的自衛権行
使のための（特定条件下での）自衛隊戦力の発動
を容認する」という安倍内閣の憲法解釈が誤って
いることは言うまでもないが、集团的自衛権その
ものは確かに禁じられてはいないと思われる。

再び言うが、我が国憲法は自衛権をもちろん容
認しており、その点でそれは決して不条理な憲法
では無い³⁷。しかしその命ずる（容認する）権
利行使の手段（方法）が現実的に可能かつ妥当であ
るかどうかを吟味することは、主権者たる我々市民
に課された責任なのであり、あえて言えばその
義務である。そしてもし、憲法の規定が現実的に
は妥当でないと、我々主権者が道理に適った議論
によってその様に結論するのであれば、憲法のそ
の条項は改正されなければならない。そのときには
主権者には憲法を改正する義務があるのである。
何故なら主権者は憲法に対して責任を負うので
あるから。私には、外交交渉のみを紛争解決の
手段とすることは現実にはとうてい無理と思える
（その理由は後で護憲派への反論の中で説明す

る）。そしてこれが先に述べた私の憲法改正の主
張の理由である。

「現行憲法が日本の個別的自衛権行使の手段と
しての自衛隊戦力の保有及びその（特定の条件下
での）発動を認めている」とする解釈の典型例と
して、1972 年に（当時の）自民党政府が参議院
決算委員会に提出したいわゆる「1972 年見解」
を見てみよう。

憲法は第 9 条において、同条にいわゆる戦争
を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止してい
るが、前文において「全世界の国民が……平
和のうちに生存する権利を有する」ことを確
認しました、第 13 条において「生命、自由及
び幸福追求に対する国民の権利について
は……国政の上で最大の尊重を必要とする」
旨を定めていることから、我が国自らの存
立を全うし国民が平和のうちに生存すること
までも放棄していないことは明らかであっ
て、自国の平和と安全を維持しその存立を全
うするために必要な自衛の措置を取ることを
禁じているとは到底解されない……（内藤他
編著「砂川判決と戦争法案」所収、但し句読
点を多少改めた）。

この文章の最後の「必要な自衛の措置」が実質
的には「自衛隊戦力の行使」を意味することは、
（ここでは省略したが）文章の先の方を読めば明
らかである。そしてここに見られるタイプの「憲
法が自衛のための（最小限度の）自衛隊戦力の行
使を容認している」という解釈に対する「論証」
は恐らく、この解釈の支持者（つまり殆ど全ての
日本人）の間で暗黙のうちに広く行き渡った議論
であろうと想像される。先に「典型的な」と断っ
たのはその意味であり、この議論はそのイデオロ

ギー性においてもまた典型的である。

この議論の本質は結局のところ「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置」という一句に要約されている。そこではまず、‘自国の平和と安全を維持しその存立を全うする権利’即ち‘自衛権（そのもの）’がその権利を行使・実現するための‘手段’と暗黙のうち同一視され、次に後者（権利行使の手段）即ち‘戦力と交渉’のうちで、‘交渉’の方は‘個人間の対立を調停するためならばともかく、国家間の紛争が話し合いで解決されるはずは無い’という（それ自体は恐らく正しい）‘常識に従って’消去され、結局‘自衛権＝[最小限の]戦力’なる等式が出来上がる。そこから、「[憲法が]必要な自衛の措置（最小限の戦力行使）を取ることを禁じているとは到底解されない」という初めから望まれていた結論が導かれるのである。認識論的には全く異なる地位にある観念が互いに等置され、暗黙の経験的知識によって省略・変形された挙句に‘普通の常識’に訴える結論が導かれる。こうした一連の過程は全てイデオロギー的な操作である。そしてこの議論のイデオロギー性、特に最初の等置である‘権利（そのもの）＝権利行使の手段’のイデオロギー性が我々にはっきりと見えるのは、我々が厳密で抽象的な国家主権の概念（この場合には自衛権）を認識しているからである。この認識無しには、こうした概念間の横滑りをイデオロギーとして見極めることは難しい。

ところで1972年見解の主たる論点はむしろその後半で、憲法が集団的自衛権を容認していないとする解釈を述べるところにある（この引用では省略した）。集団的自衛権についてのその解釈は、個別的自衛権容認の解釈とたとえ結論は正反対であったとしても、議論の（省略した）その部分を読めば明らかな通り、「集団的自衛権＝（同盟国を

含めた意味での）自衛の為の（最小限の）戦力の行使」とする同様のイデオロギー的な等式に基づく見解であることによって、個別的自衛権の容認の解釈の部分と実質的には何ら変わらないとも言い得る。このことは、安倍政権が安保関連法案の法解釈の正当化のために、その法案と1972年見解との「連続性を強調した」こと（「砂川判決と戦争法案」p. 115）に対して一定の根拠を与える。

しかし私はこの政府見解を起草した（恐らくは）関係省庁の行政官やこの見解を委員会に提出した国会議員たちを強く咎めたいとは思わない³⁸。私は以下の議論をむしろ、こうしたイデオロギー的な議論を暗黙の前提として、「現行憲法が（自衛のためならば）戦力の保有とその行使を認めている」とする誤った解釈を保持しつつ、憲法擁護を唱える一般市民の人々³⁹に向けて行うのである。こうした人々は、現行の9条の条文に一指も触れることを許さず、憲法改正の必要性を一切認めない。私の立場は先に述べた通りであり、もちろん護憲派の人々には認められないだろう。私は以下で（通常の）護憲派の人々に対する反論を試みようと思う。

あなた方護憲派の方々が道理に適った人々である限り（そう仮定する）、私が先に示した政府の1972年見解のイデオロギー性を認めてくれるはずである（そう期待する）。そしてあなた方はもちろん、我々一般市民が主権者として憲法に対して責任を負っていることを理解しているはずである。その上でもしあなた方があくまで9条の一切の改正を拒むのであれば、

(a) 自衛隊戦力を容認しつつ護憲を主張し、それを正当化するために「憲法が自衛のための（最小限度の）自衛隊戦力の行使を容認している」という解釈に対するイデオロギー的ではない、

道理に適った論証を与えるか、或いは

(b) 「憲法第 9 条は紛争解決の手段として外交的交渉以外の方法を全く認めていない」という解釈を認めた上で、この解釈の下では自衛隊の違憲性は火を見るよりも明らかであるのだから、自衛隊の廃止と憲法擁護の主張を同時に行うか、

そのどちらかでなければならぬはずである。可能性(a)は問題にならないと私は思う。現行の 9 条が最小限度の自衛隊戦力の行使を容認することを示す理に適った（イデオロギー的でない）議論を我々は見たことがないはずだが、それは当然であって、その様な論証は存在するはずがないのである。何故なら、一度この解釈のイデオロギー性が明らかになってしまえば、9 条が自衛の目的も含めて全ての戦力を否定していることは、条文そのものから明らかだからである。そしてもしあなた方が自衛隊と 9 条の両方を、道理に適った正当化の議論を省いてあくまで現状のまま維持しようとするなら、あなた方が守ろうとしている憲法は真の憲法では無く、あなた方のイデオロギーによって歪曲された憲法だということになる。

そこで可能性(b)について検討してみよう。いまこの条件で護憲論者の主張が国会で承認されたと仮定しよう。我が国は自衛隊を全て廃止することになる。そして他国と紛争が生じた時には外交努力のみによって対処する旨が国会で議決され、以後我が国の外交はその様な方針で行われることになる。一切の軍事力を持たない国家の外交交渉とは一体如何なるものとなるであろうかを想像してみよ。断っておくが我々は今、貿易交渉の様な平和的な主題についての交渉では無く、領土問題などの深刻な政治的対立の際の交渉を念頭に置いて

いるのである。我が国は如何なる相手国に対して、圧倒的に劣位の立場で交渉に臨まなければならない。どれ程有能な政治家・外務官僚であろうと、そうした立場で交渉を成功させる為には、途方も無い譲歩を強いられることだろう。こうした国際的な対立が生ずる度に、我が国は政治的・経済的に甚大な損失を被ることになるだろう。それでも交渉は常に成功するとは限らない。もし先方と交戦状態に入れば、我が国は一切の戦闘について米軍（安全保障条約は保持されていると仮定する）または（場合によって）国連軍をあてにする他ないだろう⁴⁰……。もう十分だろう。つまり一切の戦力を保有しない（従って行使しない）ということは、実質的には（憲法上容認されている）自衛権を自ら放棄するに（殆ど）等しいのであり、そしてまさにこのことが、例のイデオロギー的等式「自衛権＝自衛の為の最低限の戦力」をもっともらしく見せる現実的背景なのである。これは到底道理に適った選択とは言えないだろう。

護憲派の人々はしばしば、憲法 9 条を廃することは日本を「戦争の出来る国」にすることだと仰る。私にはこの言葉の意味が良く理解できないが、しかし考えて欲しい。我が国が開戦の決定をする（或いは回避する）とすれば、それは憲法がするのではない、我々自身つまり主権者がそうするのだ。あなた方は本当に、与党の政治家は自分たちがそう決めれば、彼らは「勝手に」戦争を始めることが出来るなどと考えているのか？ましてや「油断をしていると」ある日突然にこの国で徴兵制が施行されるかもしれない⁴¹などと？？大変に失礼なことを申し上げる様だが、こうした大人気ない態度では、憲法に対して、市民としてかつ主権者として責任を負い、それらを「守っていく」ことなど到底覚束ないのではあるまいか？実際我々は、2015 年に安倍内閣による安保関連法案

の国会通過を許し(てしまっ)た。政府は1972年見解及び砂川事件最高裁判決を法案の正当性の根拠としてそれを成立させた。そして事態がこの様に推移したことには一定の理由がある。何故なら一度「憲法が個別的自衛権(のための戦力行使)を容認している」という誤った解釈を認めてしまえば、そこから集団的自衛権の容認までは「単なる程度問題に過ぎない」という安倍内閣の主張に対して、有効な反論はもはや不可能となる(なった)からである。つまりこの誤った解釈の下で「憲法を守る」ことなど、到底出来はしないのだ。

正義原理と同様に、憲法もまた現実に対して直接に働きかけるものではない。それらが表すのは正義の理念であり、「国家の姿」つまり(やはり一種の)理念である。憲法は確かに一面では一種の法律=規範ではあるが、それが現実の社会に作用するのは、その内容が個別の法準則によって特定化され具体化され、更にはそれらに従って諸制度が整えられることで初めて可能となるのである。憲法9条はまさに平和憲法の理念⁴²が憲法の条文の中に述べられているのであって、条文とは本来理念が述べられるべき場所では無い⁴³。理念が憲法の中で、言葉で語られるとすれば、それは前文で述べられるべきなのである。護憲派の方々はしばしば、「この国は9条のお陰でこれまで戦争をしないで来られた」と主張されるが、果たしてそうなのだろうか?もしそれが本当だとすると、この国は70年にも渡って「理念に現実の仕事をさせてきた」ことになる!これは哲学者の眼から見ると、まさに「奇跡が現実起きた」に等しい。しかし何れにしても、自己の責任でそのような奇跡的事態を今後も続くと予想することは出来ないだろう。

国家(社会)とは、今そこに生存する現世代が「所有」しているのではない。我々現世代はそれ

を単に「預かっている」に過ぎず、それは未来世代に責任を持って譲り渡されねばならない。私は現行憲法を、そしてその掲げる世界平和の理念を、貴重なものであり誇るに足るものであると、心からそう思う者の一人である。そしてその高邁な理念をそれに相応しい姿に戻して後世に残すことは、我々に課された責任であろうと信じる者でもある。

本研究は文部科学省科学研究費(基盤研究C:15K03362)の助成を受けた。

注:

- 1 チベット、ウイグルその他のいわゆる「自治区」における人権侵害行為、あるいは国内の人権活動家を不当に拘束するなどの侵害行為、政治的理由による粛清その他、枚挙にいとまないであろう。
- 2 原初状態とは、公正としての正義において基本的な役割を果たすある種の社会モデルであり、これについては次節で説明される。
- 3 基本財も原初状態と同様にロールズの理論を支える基本概念であるが、鈴木(2014)ではこれに対してかなり批判的な姿勢を取った。これについても次節で述べる。
- 4 二つの公理とは以下の如きものである(鈴木(2014)p.5)。

公理1:(秩序ある)社会とは、その各構成員による、公正な協働のシステムである。

公理2:能力、家庭環境などに恵まれたどのような個人も、道徳的にそれに値するが故にそのような生まれつきに恵まれたのではない。優れた個人的資質がその個人に対して与えられたことは偶然なのであって、そのような優れた資質はその個人の所有物であると同時に、社会の共同資産とみなされるべきである。
- 5 定理1は原初状態という形式的な理論装置の中での論証によって得られた形式的な結果であり、我々はその定理の言明に対して、メタレベルで通常用いられている「自然権」概念についてその非存在という、言わば解釈を与えている訳である。つまり定理1の中で用いられている自然権その他の概念はオブジェクト・レベルでのそれであり、メタレベルでの概念とは認識論的に異なる地位にある。つまり定理1は厳密に言えばメタ定理なのであ

り、同様の注意が定理 2 及び 3 についても当てはまる。公正としての正義のメタ政治理論としての性格については Suzuki (2017) で詳しく論じた。

- 6 イデオロギーの考えは、1840 年代に K. マルクスによって発見された。よく知られている様に、その考えは当初「ブルジョア・イデオロギー」として認知された。その後イデオロギーは、1960 年代に仏のマルクス主義哲学者アルチュセールによって更に深化された (Althusser (1965a, b, 1995))。彼によればイデオロギーとは単なる政治的な偏見や憶見といったものではなく、全ての人々の認識や理解の枠組みそのものを形成するまでに、意識の奥底に根を張っている。それは恐らく哲学者の問題意識 (プロブレマティック) をも支配している。

なぜなら一般に哲学者はプロブレマティックそのものを考えることなく、プロブレマティックにおいて考えるからであり、哲学者の「理性の秩序」と彼の哲学の「理性の秩序」とは合致しないからである。あるイデオロギー [……] は、まさしくこの点で、それ自身のプロブレマティックが自己を意識していないという事実を特徴とすると考えられる (「マルクスのために」 p.106 強調はアルチュセールによる)。

私はイデオロギーの考え (我々はそれを「概念」とは呼ばない、何故なら我々はそれを「認識 (理解)」していないから) を、マルクス主義の伝統が我々自由主義者に残してくれた最も貴重な遺産であると考えている。

- 7 Husserl (1954, 58) などを参照せよ。
- 8 つまり人は、通常自身に最も「自然と感じられる」解釈に従っているのである。こうした「正統な」解釈は、その分野の研究者集団が彼らの研究の歴史・伝統の中で形成してきた「暗黙の合意」に基づいて行われ、従ってそれに対して恐らくその時代の様々なイデオロギーが働いているはずである。
- 9 Derrida (1962, 67) などを見よ。また特に Derrida (1972) 所収の論文「差延」を参照せよ。
- 10 理論の「対象の関係」として認識すべき概念を「対象の属性」として把握しようとするのは、哲学者を含むすべての人間に非常に根深く存在する経験主義的イデオロギーである。それは A. スミスや K. マルクスの様な社会科学の古典的巨匠においてさえ見られる傾向である。鈴木 (2014) ではこうしたイデオロギー的虚構が、古典派 (マルクス主義) 経済学における価格 (価値) 概念が使用 (交換) 価値として、個々の財に固有の属性の如くに表象され

ていた事実に見出せることを指摘した。

- 11 以下のルールズに関する引用は特に断りが無ければ全てこの著作からのものである。
- 12 人権における良心の自由は、リベラル社会がつい自明なものとして想定し勝ちな「平等な自由」を必ずしも意味しないと断っていることに注意せよ。ルールズは宗教などを背景とする何らかの階層社会の人々の人権をも視野に入れているのである。
- 13 人権概念が歴史上初めて現われた政治的文書としては、もちろんアメリカ合衆国独立宣言・前文 (1776) を挙げなければならない。ハント教授によれば、「全ての人間に適用される権利」の考えを最初に提唱した哲学者は H. グロチウス (1625) の様である。それは自然権を「神の意志」から切り離すことによって定義され、プーフENDORF (1678) の紹介によって広く知られる様になった (「人権を創造する」 p. 120)。人権の考えはまたヴォルテールが宗教裁判における残酷な死刑に反対する意見を述べた書簡 (「寛容についての書簡」として知られる) の中で語られた。ルソー (1762) には「人間の権利」という言葉が頻出するが、その著作の主題が「社会契約」である以上、その言葉の意味内容は実質的には「市民の権利」を指すものと考えて良い (だからつまらないと言っているのではない)。現在の我々の文脈では、カント (1795) において人権の考えが国際秩序を論じる文脈に現れている点で重要である。
- 14 意見の違いに限らない人々の間の (立場や環境等々の) 様々な違いそれ自体。
- 15 但し市民たちの道徳的能力や政治的な意味での彼等の自律性に関して、「正義論」におけるよりも綿密な議論が為されている。
- 16 「政治的自由主義」は 2017 年現在未だ邦訳は出しておらず、その著作の紹介は不十分である。私は今後機会を見てその著作を自身の講義で取り上げたいと考えている。ただ現時点で次のことだけは述べておきたい。ルールズ研究者の間では、「正義論」がアローたちから (主に技術的な観点からの) 批判を受け、また原初状態概念の抽象性や善に対する正義の優先性に対して共同体主義者から批判されたことなどによって、ルールズは「正義論」から「戦線後退させ」(川本 (1997)), 正義原理を厳密に導出しそれを理論的に擁護するという「正義論」での課題を放棄したのである、とする解釈が一般的に行われている様である (川本 (1997), 渡辺 (2012) など)。こうしたルールズ理解は根本的に誤っている。本文でも述べた通り、穏当な多元主義はアメリカ社会の現実が彼に強い認識であり、重なり合う合意はその政治的現実から新たに生じた課題に対する解決

- (の提案)である。「政治的自由主義」での議論は「正義論」からの後退では決して無く、ロールズは正義の二原理を放棄した訳でも無い。実際彼は「政治的自由主義」の中でも公正としての正義を擁護し(第5講義第8節)、彼の最後の著作として「公正としての正義：再説」を書いたことからでもそれは明らかである。公正としての正義は確かに様々な厳しい批判を受けた。しかしそれにも関わらずロールズがそれを決して放棄せず、自身の生涯をかけて守り抜いたことに我々はどれ程感謝しても足りない。
- 17 良識ある国家については「万民の法」pp. 92-96を見よ。無法国家(及びその様な国家における人権)については、同書 pp. 116-117を参照。また不利な条件の重荷に苦しむ国家の説明は pp. 154-155にある。最後に仁愛の絶対主義を取る国家については、p. 91を参照のこと。
- 18 報道によれば、合衆国のグアンタナモ収容所でこうしたテロリスト容疑者に対する虐待が行われた。
- 19 戦争中の殺害行為は如何なる国際法でも禁じられないが、捕虜に対する非人道的な扱いを禁じるジュネーブ条約の背景にある法哲学的直観はこれと同様のものであろうと思われる。
- 20 人権は現在及び将来に渡る全ての人類の権利である。従って原初状態の当事者は現在のみならず将来に現れるかもしれない国家の代表者をも含まなくてはならない。
- 21 次節でこの無知のヴェールは少々引き上げられる。
- 22 その場合でも、こうした(自由かつ合理的などの)特性は理論的な目的のために抽象化された道徳的概念であることは言うまでも無い。よもや、こうした概念が現実的ではない、などと理論的に吟味もせずただ自分の感覚に照らし合わせた印象だけで非難されたりはするまい(そう期待する)。原初状態は分析装置であって現実の記述では無い。
- 23 国際条約集 2016年度版による。但し全体をなるべく見やすくするために、互いに関連の深いと思われる条項ごとにグループにまとめて表記した。
- 24 私は実際にそうした社会が存在するかどうかは知らない。単にそうした社会が想像出来ると言っているのである(例えば戦前の日本の社会がそうであった様に)。
- 25 更に第21条の参政権、第23条の職業選択の自由(またもし詳細に吟味すれば恐らくその他幾つかの条項)を人権に含めるならば、我が国の天皇制を定めた憲法(及び皇室典範)は、厳密に言えば人権侵害を犯していることになるだろう(天皇は憲法上日本国民ではないが、もちろん人間であるのだから)。
- 26 この様に制限してさえ、第二グループ(第6~15条)の法的権利を完全には満たさない部族社会が存在するかもしれない。更には最も基本的な権利と我々自由主義者の眼には映る第一グループの中でさえも、社会的出身、財産、門地その他の地位を理由とする差別の禁止を禁じる条文を含む第2条は全ての国連加盟国内で完全に順守されているとは限るまい。また、第13条や第15条を我が国の天皇制に適用したならば(天皇に対する)人権侵害の疑いが生ずる。しかしこうした問題はここでは放置しておく他は無い。
- 27 事実、2017年現在中東で最も活発にテロ行為を行っている或る武装集団は自身を「イスラム国」と称している。
- 28 「戦争遂行の制限や人権の尊重の要請が秩序だった社会では無用である」というのは理論的にはその通りかもしれないが、現実には(メタレヴェルでは)これらを原理として掲げる必要の無い社会などかつて存在しなかったし、今後も恐らくそうだろうと我々は感じている。「万民の法」たる国際正義の原理は原初状態において採択されるが、我々はこれらを現実社会に対して正義の原理として提示するのであることを忘れてはならない。
- 29 彼は自身の構想する秩序ある国際社会の姿を「現実主義的ユートピア」とも呼ぶが(p. 15)、この名前はあまり良いものではないと私は思う。
- 30 ここでロールズはこの言葉をメタレヴェルで用いていることに注意せよ。
- 31 そもそもこうした抽象的な事柄を感性的に(感性によって)確信することは出来ない。
- 32 例えばL. ハント教授によれば、「ジェファソンは、アフリカ人が人権を享受することを主張しながらも、自国におけるアフリカ系アメリカ人奴隷にとっての含意を何ら引き出すことがなかった。ジェファソンの定義では、人権はアフリカ人に一ましてやアフリカ系アメリカ人に一自分自身のために行動することを可能にさせるものではなかったのである(「人権を創造する」p. 10)」。ここから見えてくることは、人権概念が発見されていく過程は決して単純なものでは無かったのであり、恐らくは現在もその概念は発見の途上にあるということである。本稿が試みているのは、人権概念を更に明晰に理解することである。
- 33 これらの言葉につけた括弧は強い意味に理解してもらいたい。少なくとも私には、「人間性」や「道徳性」といった言葉がこうした文脈で有意味に(イデオロギー的ではなく)用いられ得るとは信じられない。
- 34 同時代の他の地域の人々もまた同様に人権概念など認識していなかった(イデオロギー的な理解し

か持っていなかった)であろうに、奴隷制がこの時代の合衆国の南部の州のみで行われたのは何故か、と問われるかもしれない。答えは、「解らない」である。そもそもイデオロギーとは、結果として生じた(と思われる)現象から遡及的に推定する他はないものであり、また仮に或るイデオロギーの存在がかなり確かに推測されたとしても(例えば戦前の我が国の「天皇制イデオロギー(皇国思想)」)、そのイデオロギーが如何なる現象を引き起こすかについて、そのメカニズムを我々は全く認識していないからである(むしろその様な「メカニズム」など存在しないのではないかとすら推測される)。

- 35 2017年7月7日の国連総会において核兵器禁止条約が国連加盟国122か国の賛成を得て採択された。
- 36 簡潔にして明瞭なこの条文は、日本語の文章として見事なものである。それはいささかの古めかしさをも感じさせず、70年以上も前に書かれたものとは信じられない程である。このことは、この条文だけでなく憲法の全体について言えることである。憲法はその全文が是非とも読まれるべきである(それは短いものであるから)。そしてそれを当時の新聞の文章や民法・刑法の条文などと比べてみよ。
- 37 ここで詳しく議論することは到底出来ないが、私には現行憲法はその体系性、厳密性の点で実に見事なものであると思える。それ故に将来この憲法が改訂されるにしても、その改訂は最少限度にとどめるべきであると考え。
- 38 政治家や官僚などの実務家は現実世界で、即ち苛烈な(イデオロギー闘争というよりもむしろ)権力闘争の場で仕事をしているのである。彼らが(一人の市民としてではなく)職業上の立場から何らかの政治的な主張を行う時には、我々一般市民とは違って、自らの主張を常に理性的に吟味することが許されるとは限らない。しかしそれにも関わらず、目下の我々の議論に関連して驚くべき判例が存在する。それは1957年に、米軍立川基地の拡張に反対して約300人の学生や労働者らが基地内に立ち入った行為に対して、その中の7名が起訴されたいわゆる「砂川事件」の第一審東京地裁判決(内藤他編著「砂川判決と戦争法案」所収)である。その裁判は異例なことに高裁を飛ばしていきなり最高裁に上告され、その最高裁判決は、今般の「安保関連法案」との関連で安倍政権によって現行憲法の集団的自衛権容認の解釈を支持するものであると主張されたことで注目された。被告7人全員を無罪とする主文に続くその後の判決文の中で伊達秋雄裁判長は、

日本国憲法はその第九条において、国家の政策

の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄したのみならず、国家が戦争を行う権利を一切認めず、かつその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定している。即ち同条は、自衛権を否定するものではないが、侵略的戦争はもちろんのこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持も許さないとするものであって……

と述べている。1957年に司法当局によってなされた憲法解釈として(或いはいかなる時代の裁判官によってなされようと)、これは真に瞠目すべき判断であると言わねばならない。私個人としては、この判例は我が国の司法の名誉を救うものであると考えており、この様な判決を下された伊達秋雄裁判長の見識と勇気に対して、最大限の敬意を表するものである。

- 39 彼らの職業は国会議員を初めとして弁護士やその他様々であろうけれども。
- 40 脚注38で紹介した伊達判決の論理的一貫性は厳格であり、殆ど模範的ですからある。引用した判決文の後の部分で伊達裁判長はこう述べている。

[第9条の規定は]戦争を国際平和団体[国連及び国際社会そのもの]に対する犯罪とし、……国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的な措置等を最低線としてこれによって我が国の安全と生存を維持しようとする決意に基づくものであり……。

つまり、最悪のケースでの「軍事的な措置」は国連軍の出動に頼るべきである、と言うのである！我々は断じてこの判決を「馬鹿げている」など見なすことは出来ない。ここにはまさに、一切の先入観を排して憲法を極限まで厳密かつ正確に解釈した上で、それに従って判決を下そうとする、崇高なまでに誠実で倫理的な裁判官の姿がある。この裁判官の倫理は、いわゆる「職業倫理」などを超えている。このような人格を、そしてその様な人の下した判断を、どうして尊敬しないでいられようか？

- 41 随分以前のことだが、私は、あるTVの討論番組で当時のある(現在でも護憲を党の最重要の綱領として掲げる)左派政党の女性党首がこの様に述べていたのを覚えている。
- 42 それは恐らく憲法法案起草者の高邁な理想であっただろう。
- 43 ロールズが格差原理を憲法の個別条項としてで

は無く、その前文で述べるべきであると主張していたことを思い出そう。

参考文献

- Althusser, L., (1965 a) *Pour Marx, La Découverte/Maspero*, 「マルクスのために」河野健二他訳、平凡社 1994年
- Althusser, L., J. Rancière., P. Macherey., (1965b) *Lire le Capital*, Francois Maspero, 「資本論を読む」今村仁訳 ちくま学芸文庫 1996年
- Althusser, L., (1995) *Sur la Reproduction*, Presses Universitaires de France, 「再生産について(上・下)」西川長夫他訳 平凡社 2010年
- Arrow, K., (1973) “Some Ordinalist–Utilitarian Notes on Rawls’s Theory of Justice,” *The Journal of Philosophy* 70, 245–263.
- Beitz, C.R., (1979) *Political Theory and International Relations*, Princeton University Press, New Jersey.
- Beitz, C.R., (2009) *The Idea of Human Rights*, Oxford University Press, Oxford.
- Chomsky, N., (1986) *What Uncle Sam Really Wants*, Odonian Press, Berkley, USA, 「アメリカが本当に望んでいること」益岡賢訳 現代企画室 1994年
- Chomsky, N., (1999) *The New Military Humanism: Lessons from Kosovo*, Common Courage Press, Monroe, USA, 「アメリカの「人道的」軍事主義：コソボの教訓」益岡賢・大野裕・ステファニー＝クーブ訳 現代企画室 2002年
- Derrida, J., (1962), *Introduction à “L’Origine de la Géométrie” de Husserl*, Presses Universitaires de France; 「E. フッサール著幾何学の起源への序論」田島他訳 青土社 2003年
- Derrida, J., (1967), *La Voix et le Phénomène*, Presses Universitaires de France; 「声と現象」林好雄訳 ちくま学芸文庫 2005年
- Derrida, J., (1972), *Marges de la Philosophie*, Minuit, Paris; 「哲学の余白(上・下)」高橋・藤本訳 法政大学出版局 2007年
- Derrida, J., (2003) *Voyous*, Editions Galilee, Paris 「ならず者たち」鶴飼哲・高橋哲也訳 みすず書房 2009年
- Harsanyi J., (1975) “Can the Maximin Principles Serve as a Basis for Morality? A Critique of John Rawls’ Theory”, *American Political Science Review* 64.
- Hart, H.L.A., (1955) “Are There any Natural Rights?”, *Philosophical Review* LXIV, 「権利・功利・自由」小林公・森村進訳 木鐸社 1987年所収
- Hart, H.L.A., (1973) “Rawls on Liberty and its Priority”, *University of Chicago Law Review* 40, 「権利・功利・自由」小林公・森村進訳 木鐸社 1987年, 所収
- Hunt, L., (2007) *Inventing Human Rights*, Norton & Company, Inc., New York, 「人権を創造する」松浦義弘訳 岩波書店 2011年
- Husserl, E., (1954), *Die Krisis der europäischen Wissenschaften und die transzendente Phänomenologie: Eine Einleitung in die phänomenologische Philosophie* (edited by W. Biemel), Martinus Nijhoff, The Hague; 「ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学」細谷恒夫・木田元訳 中央公論社 1995年
- Husserl, E., (1958), *Die Idee der Phänomenologie* (edited by W. Biemel), Martinus Nijhoff, The Hague; 「現象学の理念」長谷川宏訳 作品社 1997年
- Kant, I., (1795) *Zum Ewigen Frieden*, 「永遠平和のために」宇都宮芳明訳 岩波文庫 1985年
- 川本隆史著 「ロールズ：現代思想の冒険者たち」講談社 1997年
- Pogge, T., (2008) *World Poverty and Human Rights* (Second Edition), Polity Press, Cambridge, 「なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか」立岩真也他訳 生活書院 2010年
- Rawls, J., (1993) *Political Liberalism*, Columbia University Press.
- Rawls, J., (1999) *The Law of Peoples*, Harvard University Press 「万民の法」中山竜一訳 岩波書店 2006年
- Rawls, J., (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*, Harvard University Press 「公正としての正義：再説」田中成明, 亀本洋, 平井亮輔訳 岩波書店 2004年
- Rousseau, J.J., (1762) *Du Contrat Social*, Pléiade, Gallimard 1964, 「社会契約論」中山元訳 光文社 2008年
- 鈴木岳著 「ロールズ正義論の再検討」経済研究(明治学院大学経済学部紀要) 第147号 2014年
- Suzuki, T., (2017) “Methodological Remarks on Justice as Fairness in its Relation with Social and Human Sciences”, forthcoming in *Archaeology and Anthropology: Open Access*.
- 内藤功他編著 「砂川判決と戦争法案」旬報社 2015年
- 渡辺幹雄著 「ロールズ正義論再説」春秋社 2012年